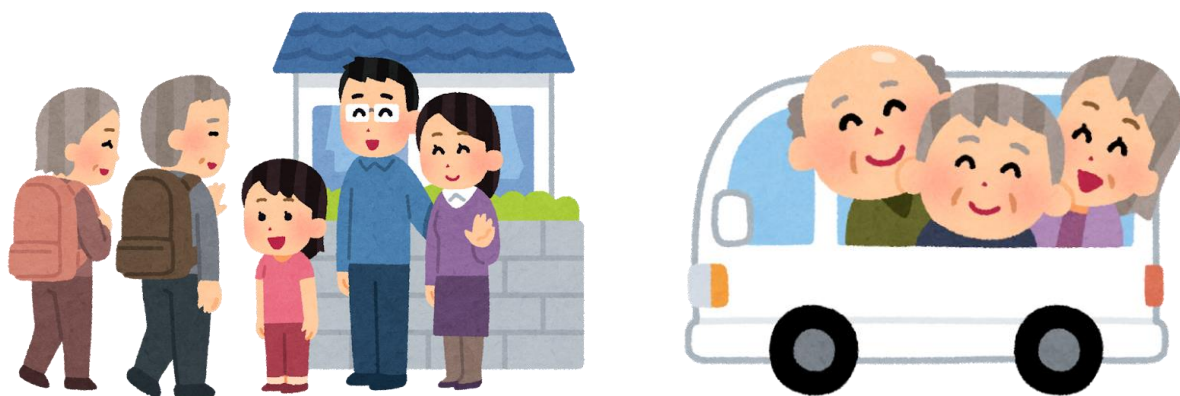


第9期嵐山町
高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

健康で互いに支えあう
生き生きとしたまちらんざん



令和6年3月
嵐山町

はじめに

介護保険制度は第9期計画期間中に25年目を迎えます。この25年を通じて、介護保険は介護や支援が必要となった高齢者やその家族などを社会全体で支える制度として定着してきました。

2025年（令和7年）には、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となることから、今後はより介護のニーズが高い85歳以上の高齢者人口が増加すると予測されます。本町におきましても、65歳以上の人口に占める85歳以上の割合は、令和5年10月1日現在15.0%であったものが、本計画の最終年度である令和8年には16.8%となる見込みです。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が更に増加することが見込まれており、また、介護する家族の負担増や介護離職者の増加、介護職員の人材不足など、様々な課題も浮かび上がっています。



このような中、本町では「第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を令和3年3月に策定し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支えあい、助けあいながら暮らしていける地域づくりに向けて、地域包括ケアシステムのさらなる推進や地域づくり等を一体的に取り組み、地域共生社会の実現を目指してきました。国も、地域共生社会の実現を目指し、法令や体制の整備を進めています。

この度、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「第9期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。第8期計画の基本理念を継承しつつ、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、これまで以上に中長期的な介護ニーズ等の見込を踏まえて、地域包括ケアシステムの深化・推進等に取り組み、「健康で互いに支えあう生き生きとしたまちづくり」に一層努めてまいります。

本計画を実施していくにあたり、行政はもとより、町民、地域、関係各機関等との連携が重要です。皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりましてご協力いただきました介護保険運営協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

嵐山町長 佐久間 孝光

<目 次>

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	3
関連計画との整合性	3
4. 計画の策定体制	5
(1) 計画作成のための体制	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) パブリックコメントの実施	5
5. 計画の期間	5
6. 第8期計画の総括	6
1. 高齢者の現状	7
(1) 高齢者人口の推移	7
(2) 高齢者の世帯状況	8
(3) 高齢者の疾病状況	8
(4) 認知症高齢者数の推移	9
(5) 高齢者の状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	10
2. 要介護(要支援)認定者の現状	18
(1) 要介護等認定者の推移	18
(2) 要介護等認定者の状況(在宅介護実態調査)	19
第3章 介護保険をめぐる現状	25
1. 給付実績等の概要	25
2. サービス基盤の現状	26
3. 日常生活圏域の設定	27
第4章 計画期間における将来推計	29
1. 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計	29
(1) 高齢者人口の推計	29
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	31
第5章 計画の基本的な考え方	33
1. 計画の基本的視点と基本方針	33
(1) 基本的視点	33
(2) 基本方針	34
2. 基本目標	34
3. 施策の体系	35
第2部 各論	37
第1章 地域包括ケアシステムの深化	38
施策1-1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進	38

1. 総合事業の充実	39
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	39
(2) 一般介護予防事業	42
2. 包括的支援事業・任意事業の充実	48
(1) 包括的支援事業	48
(2) 任意事業	51
3. 健康づくり施策との連携推進	53
(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	53
施策1-2 地域包括支援体制の充実	53
1. 在宅医療・介護連携の推進	53
2. 認知症施策の推進	55
3. 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	58
(1) 生活支援の体制整備	58
(2) 地域ケア会議推進事業	59
(3) 地域支え合い活動の推進	60
施策1-3 高齢者の生きがいがづくり・生活支援の充実	61
1. 生きがいがづくり活動の支援	61
(1) 老人クラブ活動への支援	61
(2) シルバー人材センターへの活動支援	62
(3) 生涯スポーツの推進	63
(4) ボランティア活動の支援	63
2. 生活支援サービスの充実	64
(1) 高齢者外出支援事業	64
(2) 高齢者運転免許証自主返納支援事業	64
(3) 訪問理美容サービス	64
(4) ショートステイ(在宅高齢者短期入所事業)	65
3. 多様なサービスの推進	66
(1) 社会福祉協議会による高齢者支援事業	66
(2) 住まいの安定確保	67
第2章 介護保険事業の推進(第9期介護保険事業計画)	69
施策2-1 サービス提供体制の確保と質の向上	69
1. 地域包括支援センターの運営	69
(1) 地域包括支援センターの運営	69
(2) 地域包括支援センターの機能強化	69
2. サービスの質の向上	70
(1) 介護給付の適正化	70
(2) 介護保険運営協議会の設置	71
(4) 介護に関する相談窓口の設置及び周知	71
3. 情報提供と苦情対応	71
(1) 介護サービス、生活支援・介護予防サービスなどの情報提供	71
(2) 苦情・相談対応	71

4. 福祉・介護人材の確保・育成支援	72
人材育成のための情報発信	72
施策2-2 事業の円滑な運営の維持	72
1. 介護保険事業の推進	72
(1) 居宅サービス	72
(2) 地域密着型介護サービス	76
(3) 施設サービス	78
2. 総合事業の利用者推計	80
(1) 第1号訪問事業	80
(2) 第1号通所事業	80
3. 低所得者等に対する利用者負担額の軽減	81
(1) 低所得者対策	81
4. 介護保険給付費と保険料の算定	82
(1) 給付実績	82
(2) 給付計画	83
(3) 保険料の算定	86
5. 計画の推進に向けて	89
(1) 連携の強化	89
(2) 推進体制の強化	90
(3) 計画の進行管理	91
(4) 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組と目標について	91
資料編	93
1. 嵐山町介護保険運営協議会について	93
2. 嵐山町介護保険運営協議会委員名簿	94
3. 策定の経緯	95

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、2000年（平成12年）に介護保険法が施行されました。介護保険制度は20年以上にわたって、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方、本計画期間中の2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となります。さらに、2040年（令和22年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になり、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれます。

こうした中、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

その後、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年）により、地域共生社会の実現を図るため、介護保険の分野では、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化等、各種取組の推進や強化が謳われています。

さらに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年）により、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化が謳われています。加えて、共生社会実現を推進するための認知症基本法（令和5年）も成立しました。

これらを受け、介護人材の確保と認知症施策の推進が市町村における検討ポイントとして位置づけられています。

2. 計画策定の趣旨

平成27年に「団塊の世代」が65歳以上になり始めてから、高齢者人口が著しく増加し、2025年（令和7年）にはその団塊の世代がすべて75歳以上になることから、今後さらに後期高齢者人口の増加が見込まれ、あわせて、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測されます。

本町では、『第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という）』（令和3年3月）を策定し、2025年（令和7年）に向けて、老人福祉法や介護保険法の基本的理念に基づき、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施などに取り組んできました。

今回策定する『第9期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という）』は、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれる2040年（令和22年）を見据え、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ

の見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上に加え、認知症施策の推進を図ることを目的に策定します。

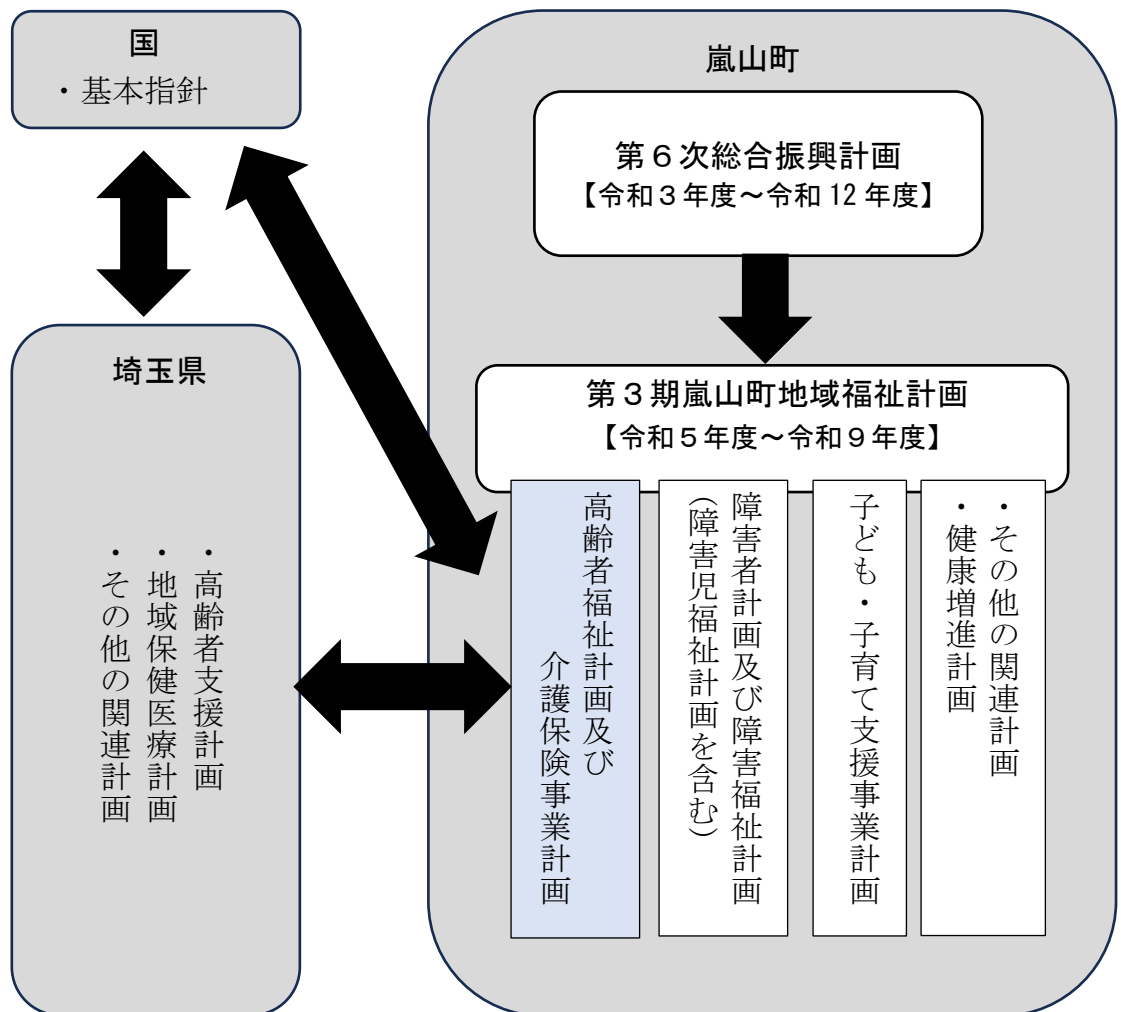
3. 計画の位置づけ

関連計画との整合性

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき策定するものであり、「嵐山町総合振興計画」で示された基本方針との整合性を図りつつ、その趣旨から一体的に策定したものです。

計 画	根拠法規	計画の内容
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	介護保険以外のサービスや生きがいづくりなど、高齢者全体の地域における福祉水準の向上を目指す計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	介護保険給付サービスの見込み量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定める計画

本計画は本町の総合的な高齢者施策を定める計画として、また、今後の介護保険サービスの事業計画として位置づけられることから、国、県の高齢者支援計画、地域保健医療計画、介護保険事業に関する計画との連携、整合性を図ります。また本町の総合振興計画、地域福祉計画、障害者計画及び障害福祉計画との調和、さらに各行政部門の計画とも調和・連携を図りながら計画全体の推進にあたります。



4. 計画の策定体制

(1) 計画作成のための体制

計画の策定に当たっては、介護保険被保険者及びサービス事業者の代表者並びに一般公募者により構成される「嵐山町介護保険運営協議会」において協議・検討を行いました。また、各種事業の取組では、関係部署間と連携して作成に取り組むとともに、埼玉県との連携等を図りました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に当たっては、多くの町民の意見を反映させるため、一般高齢者 800 名、認定者 200 名を無作為抽出して、アンケート方式による「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査」を令和 5 年度に実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定に当たっては、計画素案に対してパブリックコメントを実施し、広く町民から意見を求めました。

5. 計画の期間

第 9 期の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年です。第 6 期以降の計画は、団塊の世代がすべて 75 歳になる令和 7 年（2025 年）に向け、第 5 期で開始した地域包括ケアシステム構築の一層の深化を推進するものです。さらに、団塊世代ジュニアが 65 歳以上になる、令和 22 年（2040 年）を見据え、サービス基盤や人的基盤の整備を検討していきます。

6. 第8期計画の総括

第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化、介護保険事業の推進の実現に向けて、各種施策に取り組んできました。2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の影響により介護サービスが提供できない時期がありました。町では教室の中止や定員数の削減など、事業を縮小して実施をしてきました。その後は、感染症対策を行いながら計画通りに行うことができました。2022年度（令和4年度）には、地域包括支援体制の充実として、認知症の人もそうでない人も一緒に地域を支え合うことを目的にチームオレンジが発足しました。また、地域資源を整理し、周知を図るために嵐山支え合い協議会（嵐山町生活支援・介護予防体制整備推進協議会）が「嵐山町支え愛資源マップ」を作成し、全戸に配布をしました。高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実としては、2021年度（令和3年度）から高齢者外出支援事業において、一乗車で複数枚のタクシー券の利用を可能とする制度に変更したことで利便性が大幅に向上しました。進捗評価としては各施策・事業とも概ね計画通りに実施となりました。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化

施策名	施策の方向	進捗評価				
		件数	A	B	C	D
介護予防・健康づくり施策の充実・推進	1 総合事業の充実	20	20	0	0	0
	2 包括的支援事業・任意事業の充実	12	12	0	0	0
	3 健康づくり施策との連携推進	1	1	0	0	0
地域包括支援体制の充実	1 在宅医療・介護連携の推進	7	7	0	0	0
	2 認知症施策の推進	9	9	0	0	0
	3 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	8	7	1	0	0
高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実	1 生きがいづくり活動の支援	4	4	0	0	0
	2 生活支援サービスの充実	5	5	0	0	0
	3 多様なサービスの推進	2	2	0	0	0

※A：計画通り実施 B：一部未実施 C：未実施 D：廃止等

基本目標2 介護保険事業の推進

施策名	施策の方向	進捗評価				
		件数	A	B	C	D
サービス提供体制の確保と質の向上	1 地域包括支援センターの充実	4	4	0	0	0
	2 サービスの質の向上	4	4	0	0	0
	3 情報提供と苦情対応	2	2	0	0	0
	4 福祉・介護人材の確保・育成支援	1	1	0	0	0
事業の円滑な運営の維持	1 介護保険事業の推進	3	2	1	0	0
	2 総合事業の利用者推計	2	2	0	0	0
	3 低所得者等に対する利用者負担の軽減	1	1	0	0	0
	4 介護保険給付費と保険料の算定	3	3	0	0	0
	5 計画の推進に向けて	4	4	0	0	0

※A：計画通り実施 B：一部未実施 C：未実施 D：廃止等

第2章 高齢者・要介護(要支援)認定者の現状

1. 高齢者の現状

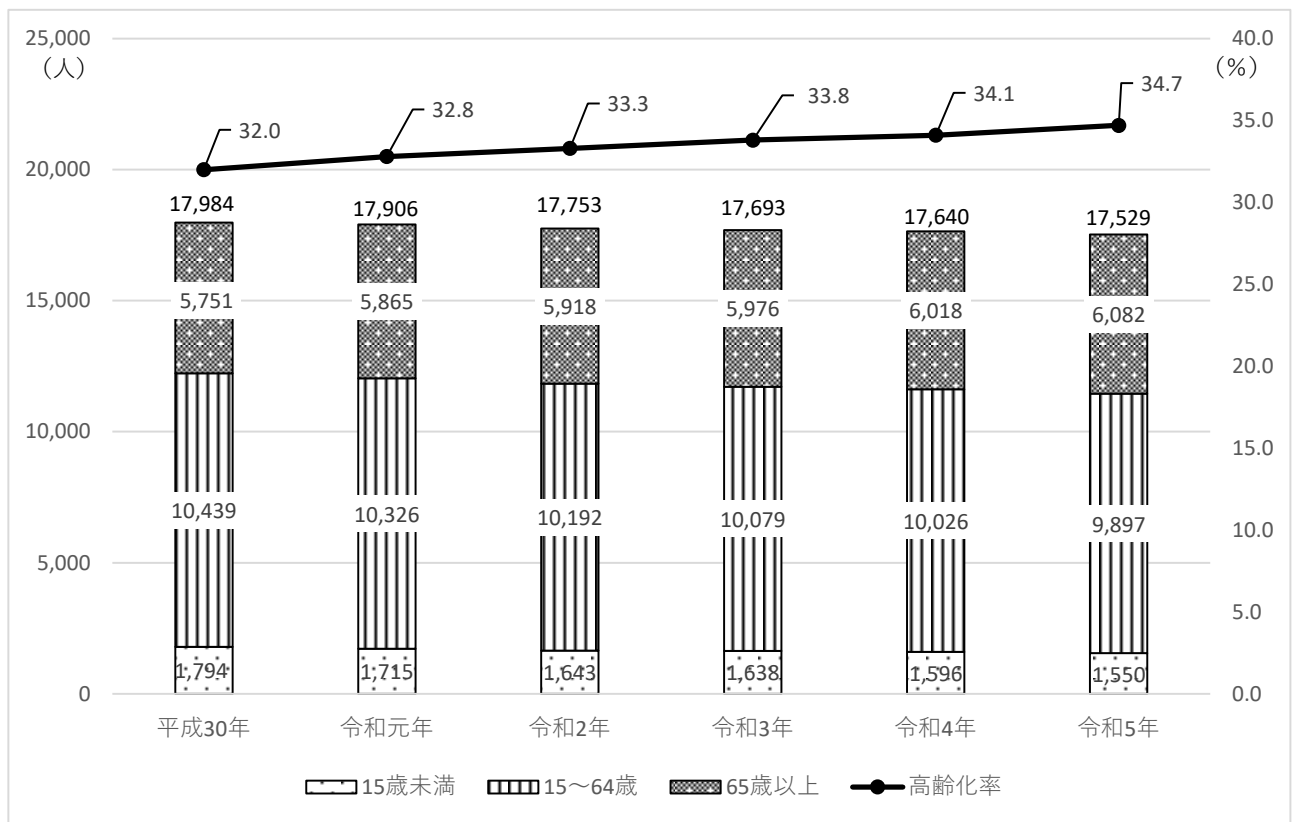
(1) 高齢者人口の推移

嵐山町の総人口は減少傾向が続く中、65歳以上人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、平成30年から令和5年の5年間で2.7ポイント増加しています。

(人、%)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人数	17,984	17,906	17,753	17,693	17,640	17,529
	高齢化率	32.0	32.8	33.3	33.8	34.1	34.7
65歳以上	人数	5,751	5,865	5,918	5,976	6,018	6,082
	高齢化率	32.0	32.8	33.3	33.8	34.1	34.7
うち65～74歳	人数	3,066	3,070	3,059	3,030	2,925	2,782
	構成比	17.0	17.1	17.2	17.1	16.6	15.9
うち75歳以上	人数	2,685	2,795	2,859	2,946	3,093	3,300
	構成比	14.9	15.6	16.1	16.7	17.5	18.8
40～64歳	人数	5,933	5,926	5,963	5,950	5,951	5,911
	構成比	33.0	33.1	33.6	33.6	33.7	33.7

※資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）



※資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 高齢者の世帯状況

嵐山町の高齢者のいる世帯の状況について、令和2年の国勢調査によると、「65歳以上の高齢者のいる世帯」は50.0%となっています。そのうち「高齢者単身世帯」は939世帯で、一般世帯数の12.7%、が「高齢者夫婦のみ世帯」が1,085世帯で、一般世帯数の14.7%となっています。

平成27年の国勢調査と比較すると、「65歳以上の高齢者のいる世帯」が増加しているなかで、「高齢者単身世帯」及び「高齢者夫婦のみ世帯」が世帯数、構成比ともに増加しています。

		平成27年		令和2年	
		世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
一般世帯数		6,935	100.0	7,389	100.0
65歳以上の高齢者がいる世帯		3,422	49.3	3,693	50.0
(内訳)	高齢者単身世帯	696	10.0	939	12.7
	高齢者夫婦のみ世帯	969	14.0	1,085	14.7
	その他の世帯	1,757	25.3	1,669	22.6
高齢者のいない世帯		3,513	50.7	3,696	50.0

※高齢者夫婦のみ世帯は夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯 資料：国勢調査

(3) 高齢者の疾病状況

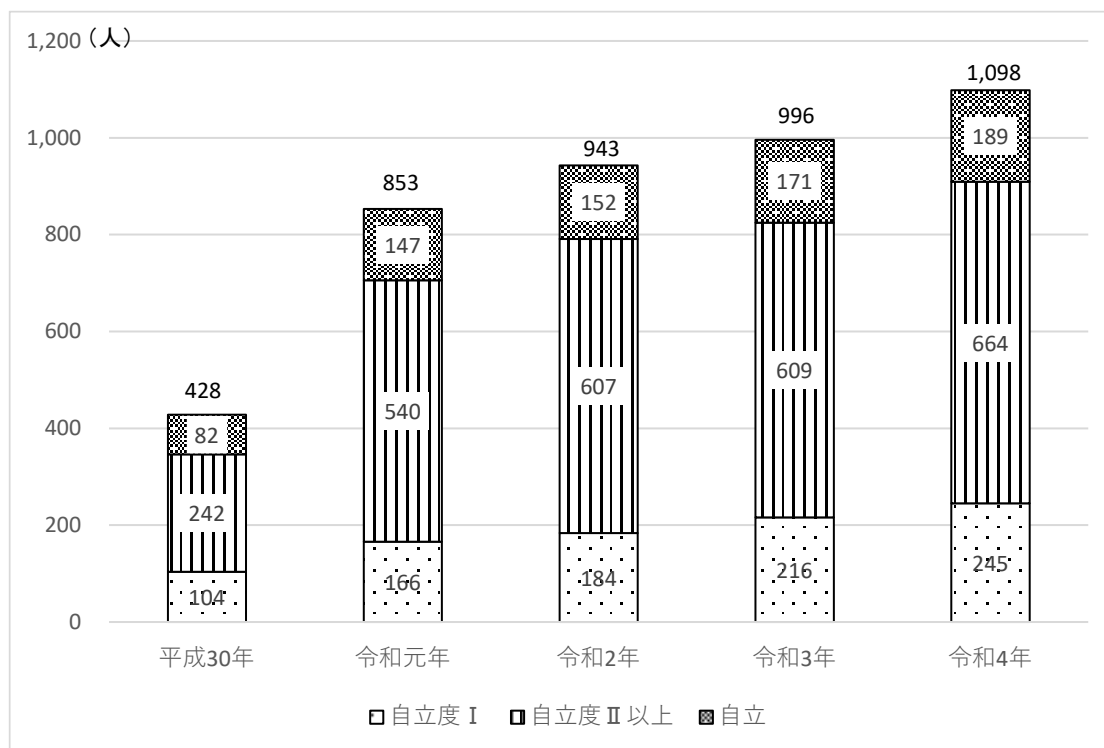
令和4年度後期高齢者医療疾病分類より、本町の75歳以上の高齢者の疾病の状況を見ると、本町の高齢者の主要な疾病は、「循環器系の疾患」「消化器系の疾患」「内分泌、栄養及び代謝疾患」「筋骨格系及び結合組織の疾患」の順で高い割合になっています。3年前と比較すると、上位2疾病は変動がありませんが、5番目だった「内分泌、栄養及び代謝疾患」が6.7%から1.9%増加して3番目となっています。

分類	構成比 (%)	
	嵐山町	埼玉県
循環器系の疾患	27.5	25.2
消化器系の疾患	18.1	18.7
内分泌、栄養及び代謝疾患	8.6	9.3
筋骨格系及び結合組織の疾患	7.9	10.6
眼及び付属器の疾患	7.7	7.9
新生物	4.9	4.1
腎尿路生殖器系の疾患	3.1	3.3
呼吸器系の疾患	2.8	3.3

※資料：後期高齢者医療疾病分類別集計表

(4) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数と「認知症高齢者の日常生活自立度」を見ると、毎年認知症高齢者数が増加していることがわかります。



※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

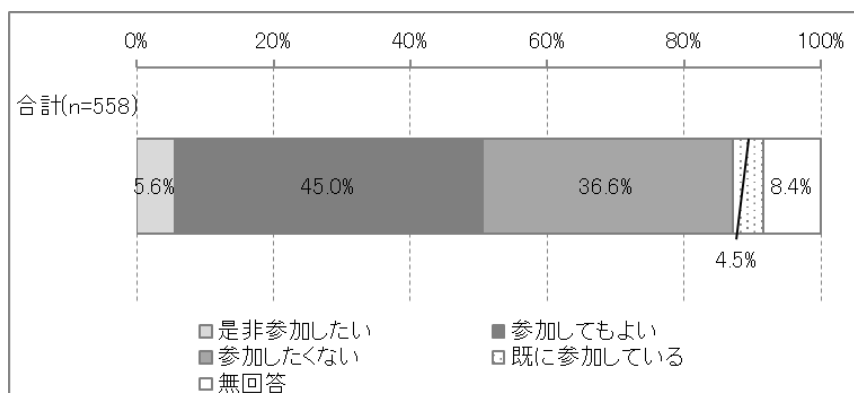
(5) 高齢者の状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果）

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査の目的	国から示された調査票に基づいて高齢者の生活状況や健康状態などをうかがい、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、計画策定の基礎資料とするため
調査の対象	町内在住の65歳以上の高齢者（要支援認定者・総合事業対象者を含む）から無作為抽出した800人
調査方法	郵送による発送、郵送による回収
調査期間	令和5年8月～9月
回収数（回収率）	558件（69.8%）

①地域活動について

■地域活動へ参加者としての参加意向

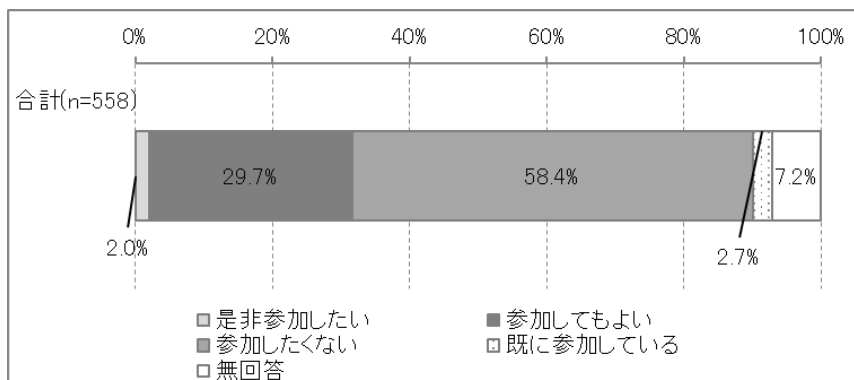
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



地域活動への参加者としての参加意向では、「参加してもよい」の割合が最も高く45.0%となっています。次いで、「参加したくない」が36.6%、「是非参加したい」が5.6%となっています。

■地域活動へ企画・運営（お世話役）としての参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



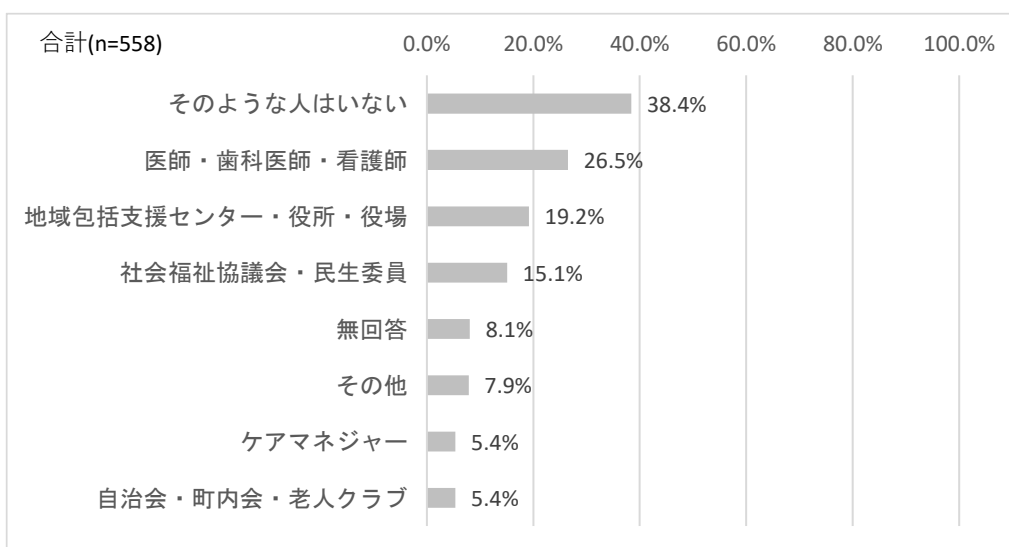
地域活動への企画・運営としての参加意向では、「参加したくない」の割合が最も高く58.4%となっています。次いで、「参加してもよい」が29.7%、「既に参加している」が2.7%となっています。

②地域支援について

■家族以外の相談相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。

（複数選択可）

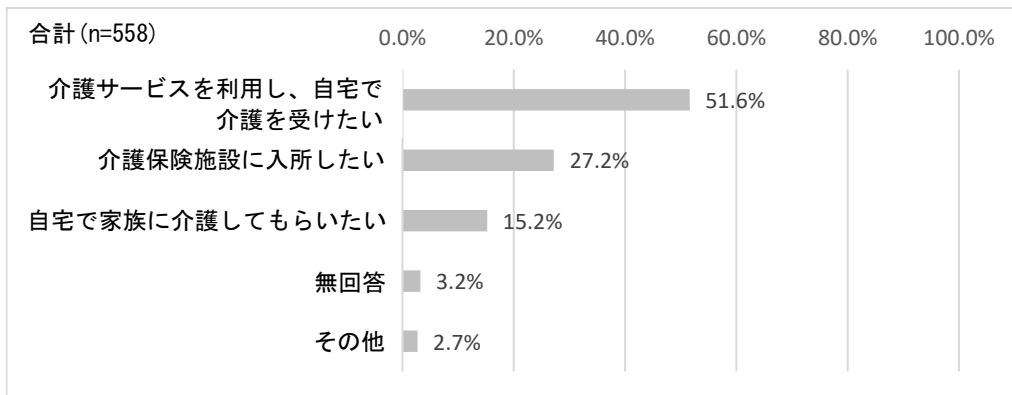


家族・友人・知人以外の相談相手では、「そのような人はいない」の割合が最も高く38.4%となっています。次いで、「医師・歯科医師・看護師」が26.5%、「地域包括支援センター・役所・役場」が19.2%となっています。

③介護について

■希望する介護

介護が必要になった場合、どのような介護を希望しますか。

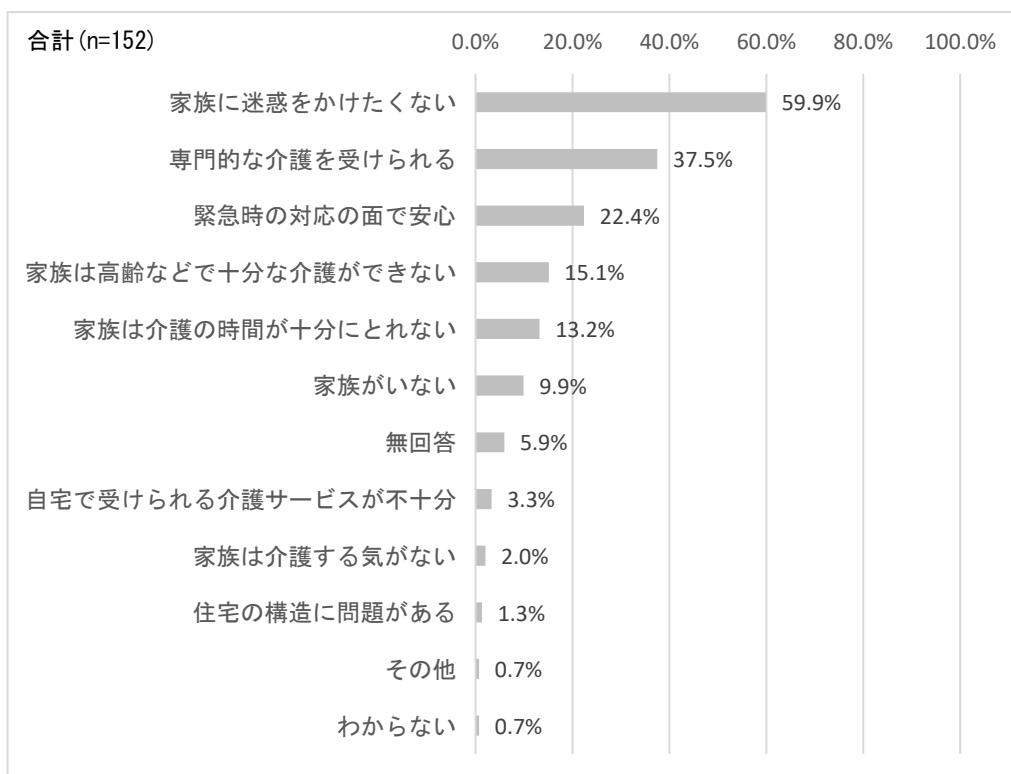


介護が必要になった場合、希望する介護では、「介護サービスを利用し、自宅で介護してもらいたい」の割合が最も高く 51.6%となっています。次いで、「介護保険施設に入所したい」が 27.2%、「自宅で家族に介護してもらいたい」が 15.2%となっています。

■介護保険施設を利用したい理由

介護保険施設を利用したい理由は何ですか。

(複数回答)

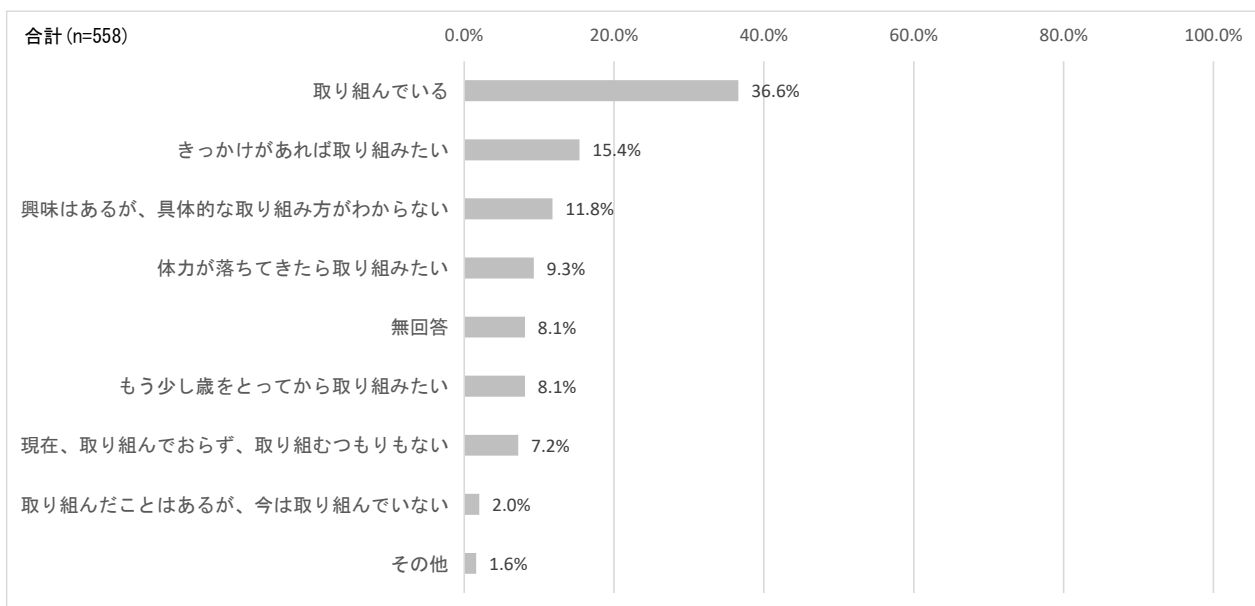


介護保険施設を利用したい理由では、「家族に迷惑をかけたくない」の割合が最も高く 59.9%となっています。次いで、「専門的な介護を受けられる」が 37.5%、「緊急時の対応の面で安心」が 22.4%、「家族は高齢などで十分な介護ができない」が 15.1%となっています。

④介護予防について

■介護予防の取組

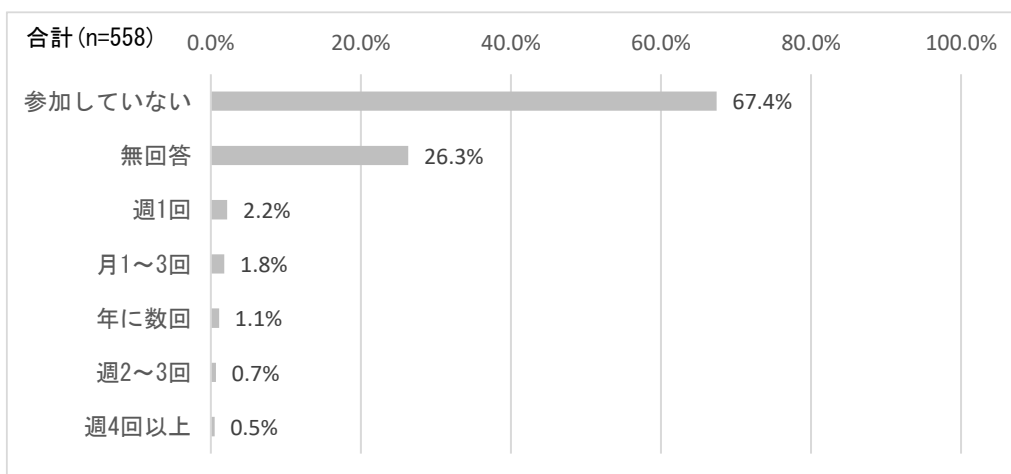
寝たきりや認知症など、介護を必要とする状態にならないよう、現在、介護予防に取り組んでいますか。



介護予防の取り組みの状況では、「取り組んでいる」の割合が最も高く 36.6%となっています。以下、「きっかけがあれば取り組みたい」が 15.4%、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が 11.8%、「体力が落ちてきたら取り組みたい」が 9.3%となっています。

■介護予防のための通いの場への参加頻度

介護予防のための通いの場にどのくらいの頻度で参加していますか。



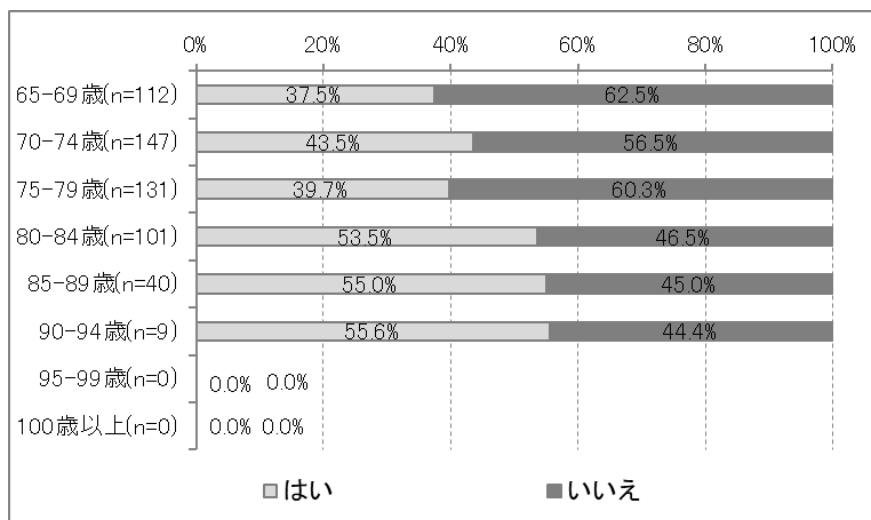
介護予防のための通いの場への参加頻度では、「参加していない」の割合が最も高く67.4%となっています。次いで、「週1回」が2.2%、「月1~3回」が1.8%となっています。

⑤ 認知症について

■ 物忘れについて

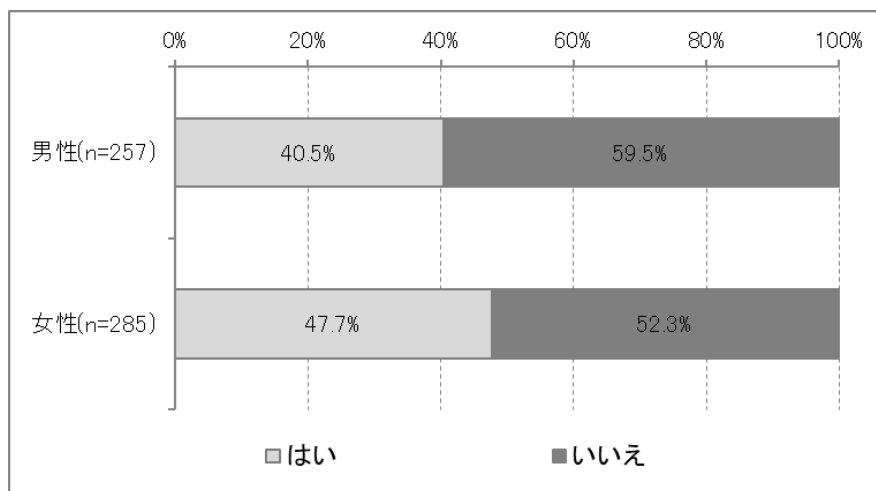
物忘れが多いと感じますか。

(年齢別)



物忘れについて年齢別にみると、80歳未満では「いいえ」が50%以上を占めていますが、80歳以上では、「はい」が50%以上を占めています。

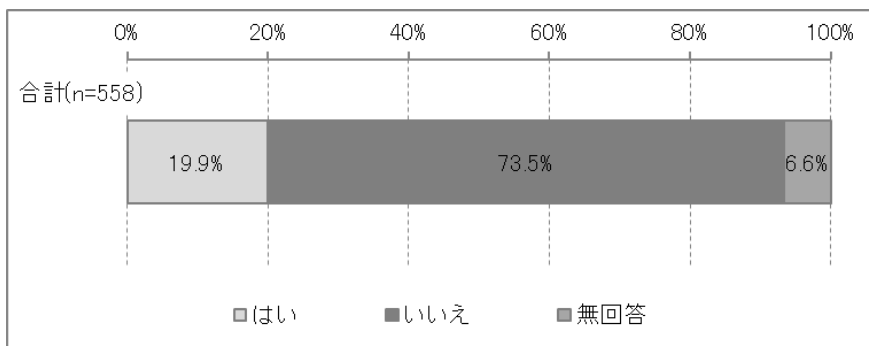
(性別)



物忘れについて性別にみると、男女とも、「いいえ」が50%以上を占めていますが、男性が女性より、「いいえ」の占める割合が7.2ポイント低くなっています。

■相談窓口について

認知症に関する相談窓口を知っていますか。



認知症に関する相談窓口の認知度では、「いいえ」が 73.5%、「はい」が 19.9% となっています。

2. 要介護（要支援）認定者の現状

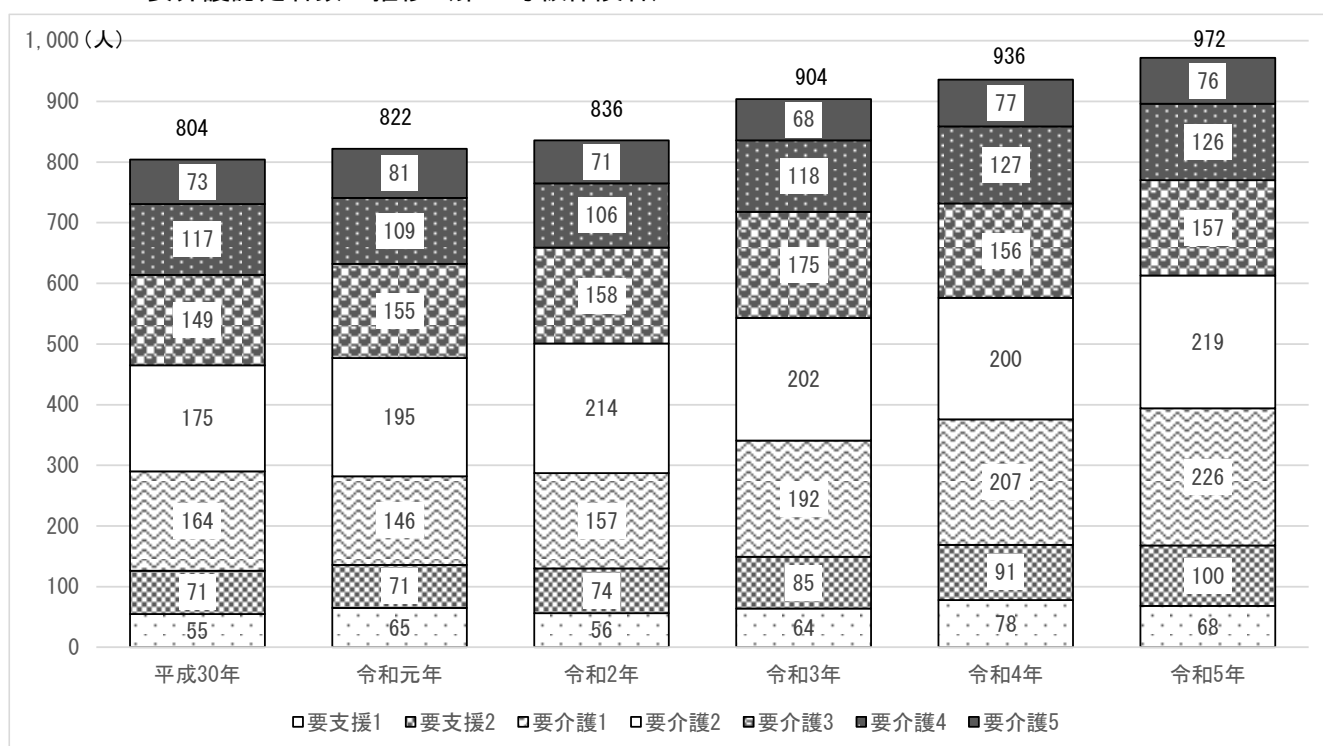
（1）要介護等認定者の推移

第7期・第8期計画期間内の認定者数は、微増となっており、介護度別では要介護1～2の認定者数が増加傾向にあります。要介護3の認定者数は7期では増加していましたが、8期では減少傾向も示しています。要介護4の認定者数は7期では減少していましたが、8期では増加傾向を示しています。要介護5の認定者数は増加、減少を繰り返しています。

	7期			8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	55	65	56	64	78	68
要支援2	71	71	74	85	91	100
要介護1	164	146	157	192	207	226
要介護2	175	195	214	202	200	219
要介護3	149	155	158	175	156	157
要介護4	117	109	106	118	127	126
要介護5	73	81	71	68	77	76
計	804	822	836	904	936	972
第1号被保険者	5,642	5,768	5,823	5,921	5,936	5,965
認定率	14.3%	14.3%	14.4%	15.3%	15.8%	16.3%

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

■要介護認定者数の推移（第1号被保険者）



※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

(2) 要介護等認定者の状況（在宅介護実態調査）

調査名	在宅介護実態調査
調査の目的	国から示された調査票に基づいて要介護者及びその家族等介護者に対して、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、計画策定の基礎資料とするため
調査の対象	町内在住の要支援又は要介護認定を受けている方のうち在宅で生活をしている方を対象に無作為抽出した200人
調査方法	郵送による発送、郵送による回収
調査期間	令和5年8月～9月
回収数（回収率）	146件（73.0%）

①在宅介護継続の支援について

■介護者の年齢

主な介護者の方の年齢について、ご回答ください

（上段：件数、下段：合計に対する割合）

		主な介護者の年齢						
		合計	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
全体		99	0	6	26	26	26	15
		100.0	0.0	6.1	26.3	26.3	26.3	15.2
本人の年齢	65～69歳	3	0	0	0	2	1	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	70歳代	29	0	4	6	1	15	3
		100.0	0.0	13.8	20.7	3.4	51.7	10.3
	80歳代	49	0	1	19	14	4	11
		100.0	0.0	2.0	38.8	28.6	8.2	22.4
	90歳以上	18	0	1	1	9	6	1
		100.0	0.0	5.6	5.6	50.0	33.3	5.6

介護者の年齢を本人年齢別にみると、主な介護者の年齢は、「50歳代」「60歳代」「70歳代」が26.3%で最も高く、「80歳以上」が15.2%、「40歳未満」が6.1%で続きます。

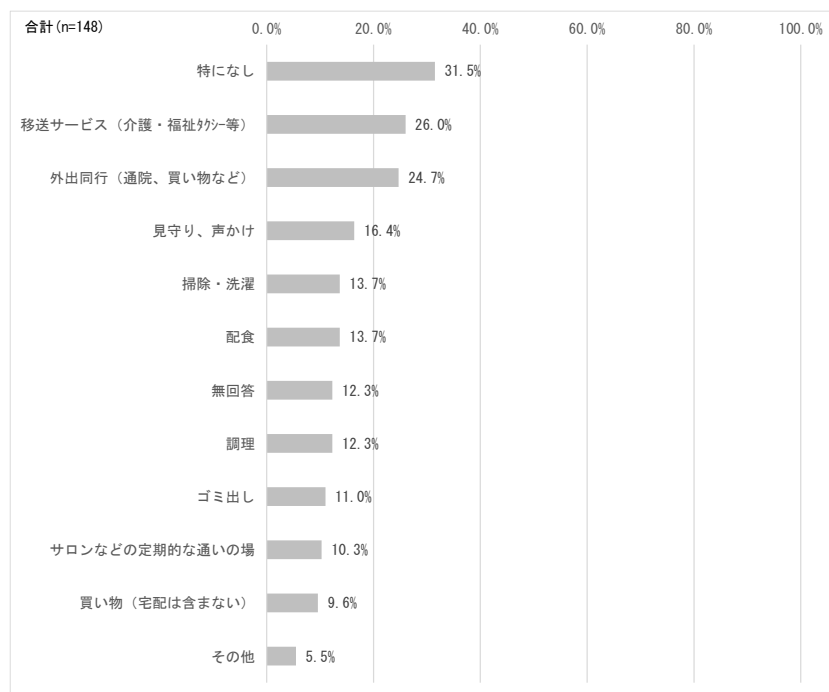
調査対象者と介護者の年齢の関係をみると、「50歳代」「60歳代」が「80歳代」を「60歳代」が「90歳以上」を介護しているが多くみられます。また、「70歳代」が「70歳代」を、「80歳以上」が「80歳代」をといた同年代で介護するケースもみられます。

■在宅生活の継続に充実が必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください

（複数選択可）

※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

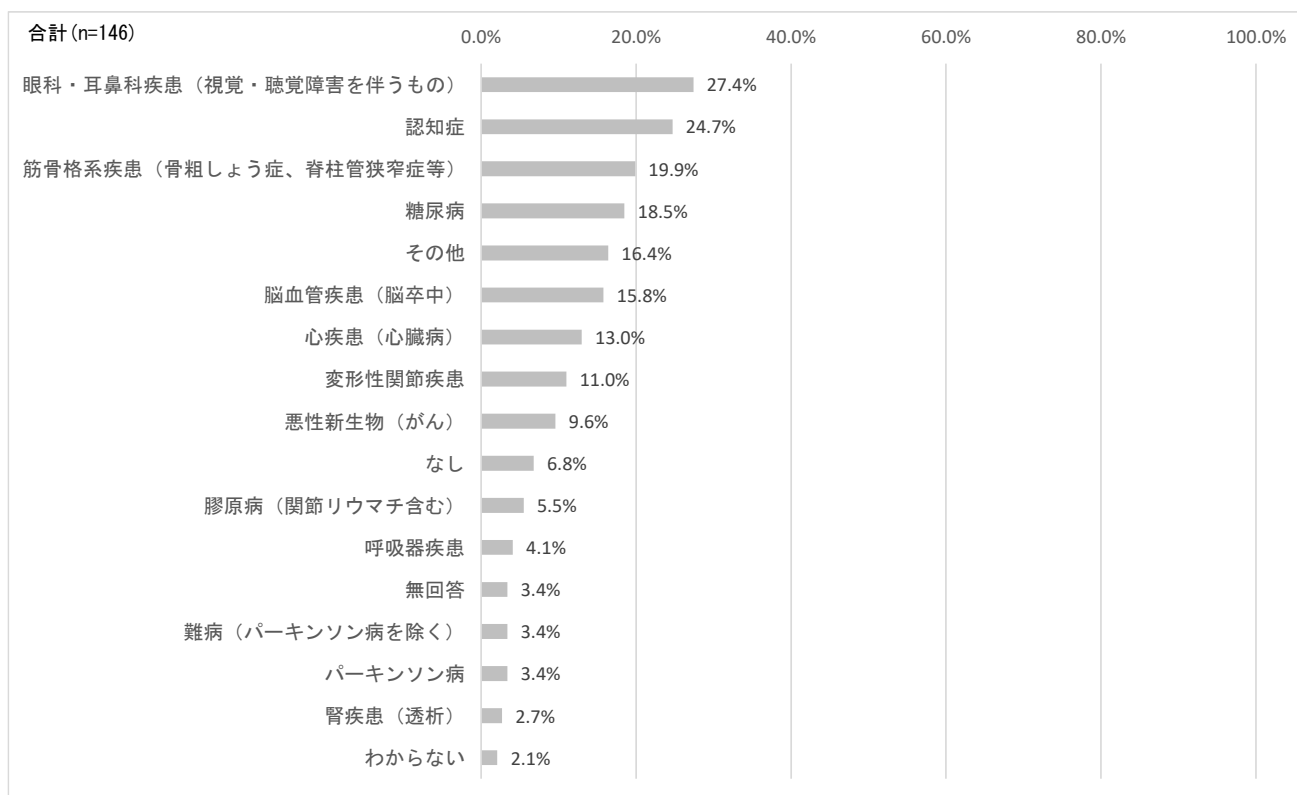


今後の在宅生活の継続に充実が必要と感じる支援・サービスは、具体的な選択肢の中では、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 26.0%で最も高く、「外出同行（通院、買い物など）」が 24.7%、「見守り、声かけ」が 16.4%、「配食」と「掃除・洗濯」が 13.7%となっています。

その一方で、「特になし」が最も高く 31.5%となっています。

■現在抱えている疾病

ご本人（調査対象者）が、現在抱えている傷病について、ご回答ください
（複数選択可）

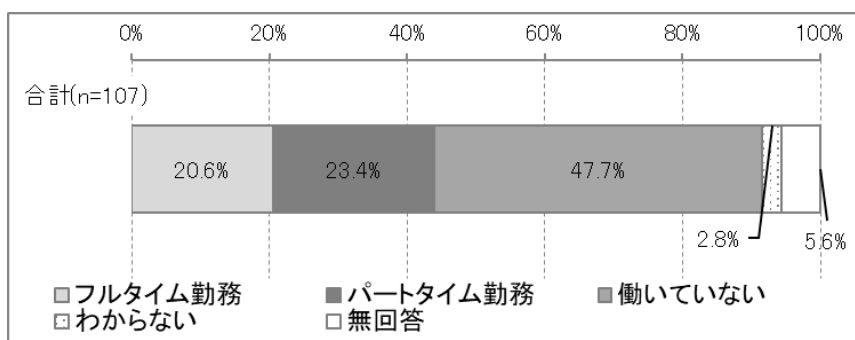


現在抱えている傷病は、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」の割合が最も高く 27.4%となっています。次いで、「認知症」が 24.7%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が 19.9%、「糖尿病」が 18.5%となっています。

②介護と仕事の両立について

■介護者の勤務形態

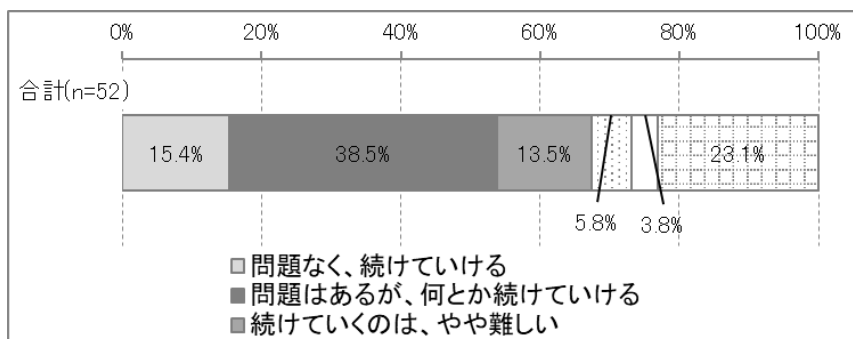
主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください



主な介護者の現在の勤務形態は、「働いていない」の割合が最も高く 47.7%となっています。次いで、「パートタイム勤務」が23.4%、「フルタイム勤務」が20.6%となっています。

■介護者の就労継続に関する意識

上記で「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

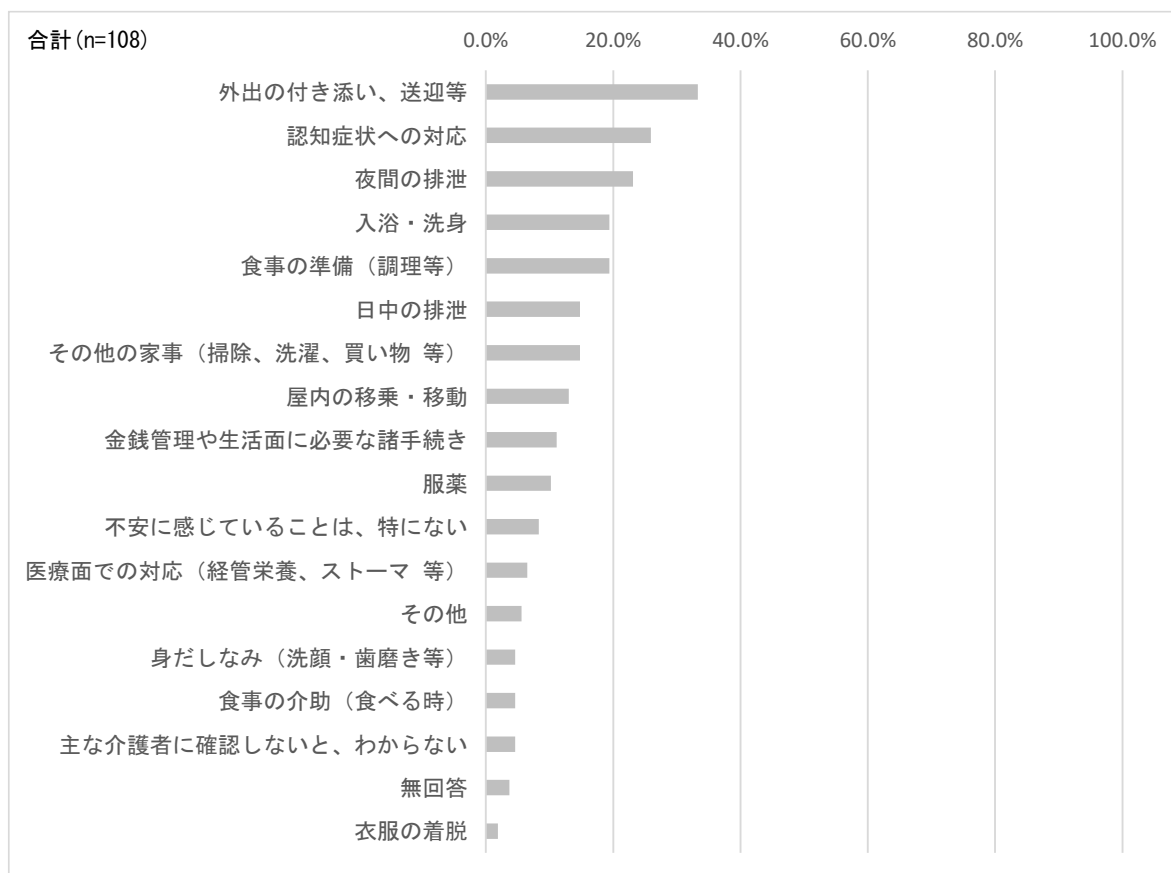


「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方にたずねたところ、「今後も仕事と介護の両立を続けられるか、問題はあるが、何とか続けていける」の割合が最も高く 38.5%となっている。次いで、「問題なく、続けていける」が15.4%、「続けていくのは、やや難しい」が13.5%となっています。

③不安に感じる介護について

■不安に感じる介護について

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（複数選択可）



現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等は、「外出の付き添い、送迎等」の割合が最も高く 33.3%となっています。次いで、「認知症状への対応」が 25.9%、「夜間の排泄」が 23.1%となっています。

第3章 介護保険をめぐる現状

1. 給付実績等の概要

第8期計画の給付実績の概要は、以下のとおりです。

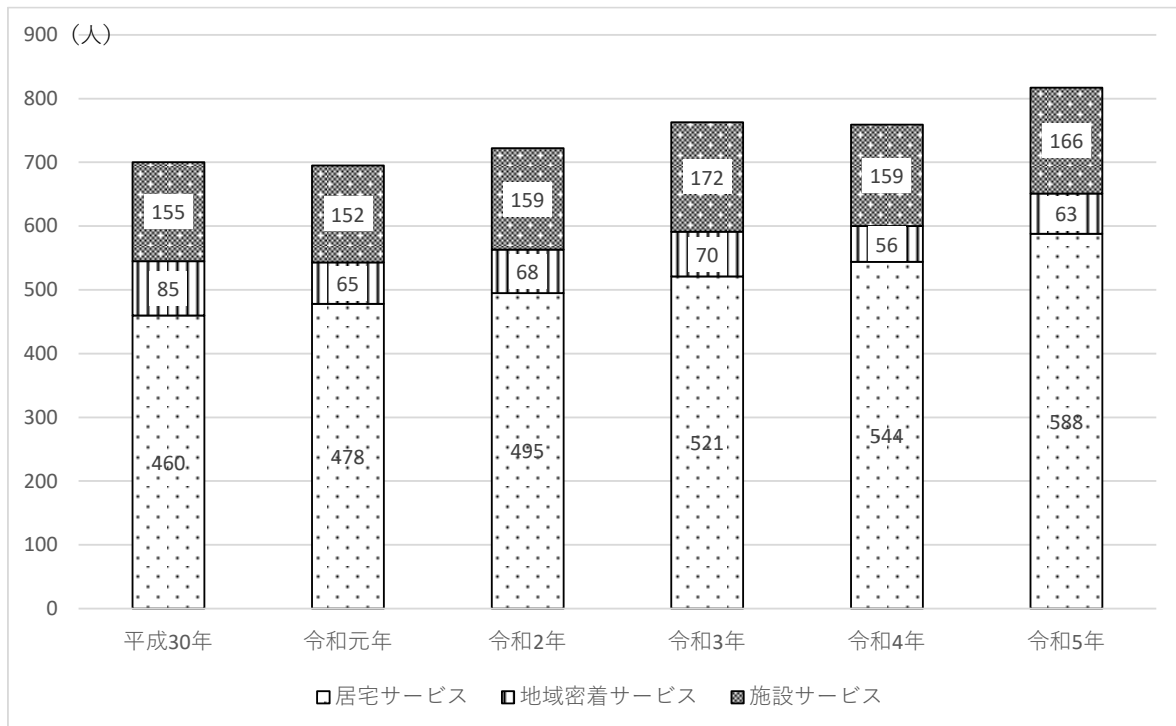
令和3年度と4年度の対計画比をみると、第1号被保険者数は実績が計画を下回りましたが、要介護認定者数は実績値が計画値を上回りました。施設サービスと在宅サービスは令和3年度で、計画値を実績値が上回る結果となりました。居住系サービスは令和4年で、実績値が計画値を下回りました。

令和3・4年度における計画値と実績値の比較 (人、千円)

	令和3年		令和4年		対計画比	
	計画値	実績値	計画値	実績値	令和3年	令和4年
第1号被保険者数	5,943	5,921	5,967	5,936	99.6%	99.0%
要介護認定者数	886	904	927	936	102.0%	100.7%
要介護認定率	14.9	15.3	15.5	15.8	102.4%	101.8%
総給付費	1,284,315	1,280,090	1,344,235	1,250,470	99.7%	95.3%
施設サービス	594,074	605,250	625,602	583,049	101.9%	93.1%
居住系サービス	187,914	168,288	204,664	185,783	89.6%	107.2%
在宅サービス	502,327	506,552	513,969	481,638	100.8%	93.1%

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

介護サービス受給者数の推移



※資料：介護保険事業状況報告（9月末現在、令和5年のみ8月末現在）

2. サービス基盤の現状

町内の介護保険サービスの種類別事業所の設置状況は、下表のとおりです。

サービスの種類別事業所数

サービスの種類		施設数	定員(人)
居宅サービス			
通所介護		3	75
通所リハビリテーション		0	0
短期入所生活介護		2	16
短期入所療養介護		0	0
施設サービス			
介護老人福祉施設		2	168
介護老人保健施設		0	0
介護療養型医療施設		0	0
地域密着型サービス			
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		1	18
地域密着型通所介護		4	52

(令和5年10月1日現在)

埼玉県所管分 有料老人ホームの設置状況 (嵐山町)

施設名	施設類型	居住の権利形態	入居時の要件	定員
地域生活サポートホーム たんぽぽ	住宅型	利用権	要介護	5
住宅型有料老人ホーム プチモンド	住宅型	建物賃貸借	要介護	5
住宅型有料老人ホーム プチモンド都	住宅型	建物賃貸借	要介護	8
ふるさとホーム嵐山	介護付	利用権	自立・要支援・要介護	40
昭和の里 嵐山	介護付	利用権	自立・要支援・要介護	57

(令和5年10月1日現在)

サービス付高齢者向け住宅の設置状況 (嵐山町)

施設名	施設類型	居住の権利形態	入居時の要件	定員
家族の家ひまわり嵐山	介護付	賃貸借	-	60

(令和5年10月1日現在)

3. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険関連施設等の整備状況などを考慮して決定します。それぞれの日常生活圏域には、総合相談の実施、介護予防の促進、包括的・継続的マネジメントの支援を担う中核機関である地域包括支援センターを設置し、圏域内で提供する地域密着型サービスの見込量を設定します。

第9期計画では、第8期計画に引き続き町全体を1つの日常生活圏域と考え、基盤整備を推進していきます。なお、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、圏域設定の適切性について、継続的な状況把握を行います。

日常生活圏域の設定根拠

- 国の日常生活圏域の設定基準では人口2～3万人程度に1圏域を想定しており、本町の人口等を考慮しても、町全体を1つの「日常生活圏域」と考え、基盤整備を行っていくことが効果的である。
- 仮に複数の圏域を設定した場合、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスなどの基盤整備を行う必要があり、基盤整備にかかる費用が財政を圧迫することになる。

第4章 計画期間における将来推計

1. 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 高齢者人口の推計

嵐山町の総人口は減少傾向が続き、令和8年の総人口は17,026人、令和17年には15,487人まで減少すると推計されます。

65歳以上の高齢者人口は、令和8年から減少に転じ、令和17年には5,987人になると推計されます。このうち、65～74歳の前期高齢者数は減少傾向にあり、令和12年には2,177人を見込みますが、令和17年には2,234人と増加に転じます。

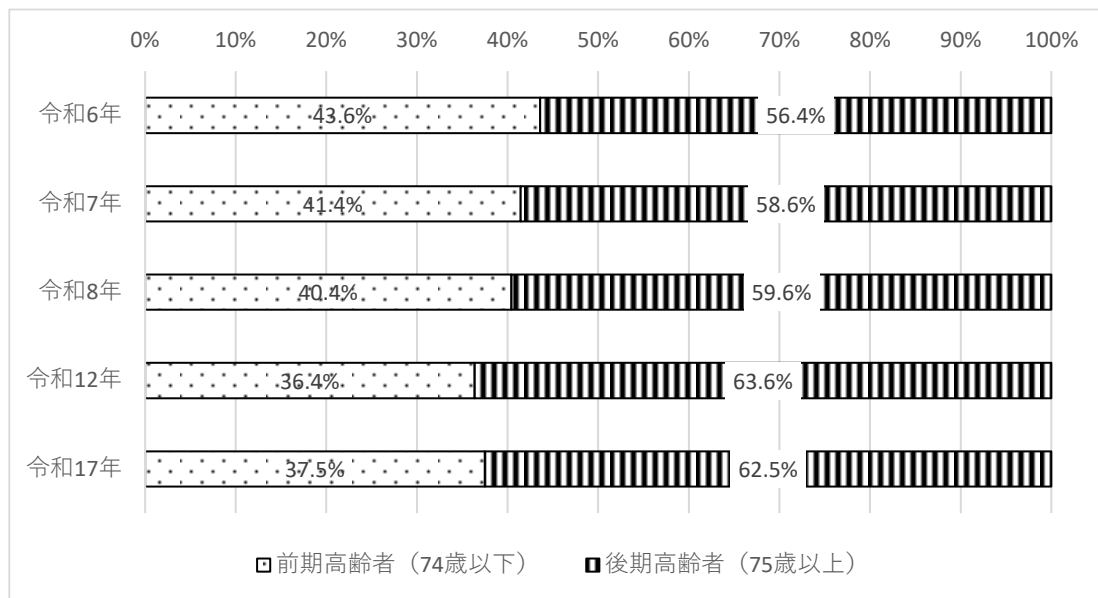
他方、75歳以上の後期高齢者は、令和8年には3,584人、令和12年には3,810人になると推計されますが、令和17年には3,724人に減少します。総人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、嵐山町の高齢化率は令和5年の34.7%から令和12年には36.5%、令和17年には38.5%になると推計されます。

■高齢者人口の推計値

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年
総人口(人)	17,325	17,184	17,026	16,392	15,487
65歳以上(人)	5,994	6,023	6,017	5,987	5,958
高齢化率(%)	34.6	35.1	35.3	36.5	38.5
前期高齢者(人)	2,613	2,496	2,433	2,177	2,234
人口構成比(%)	15.1	14.5	14.3	13.3	14.4
65～69歳	1,216	1,167	1,149	1,076	1,214
70～74歳	1,397	1,329	1,284	1,101	1,020
後期高齢者(人)	3,381	3,527	3,584	3,810	3,724
人口構成比(%)	19.5	20.5	21.1	23.2	24.0
75～79歳	1,459	1,510	1,451	1,212	1,008
80～84歳	1,031	1,077	1,125	1,318	1,062
85～89歳	577	615	651	798	1,001
90歳以上	314	325	357	482	653
40～64歳人口(人)	5,955	5,909	5,855	5,638	5,200
人口構成比(%)	34.4	34.4	34.4	34.4	33.6

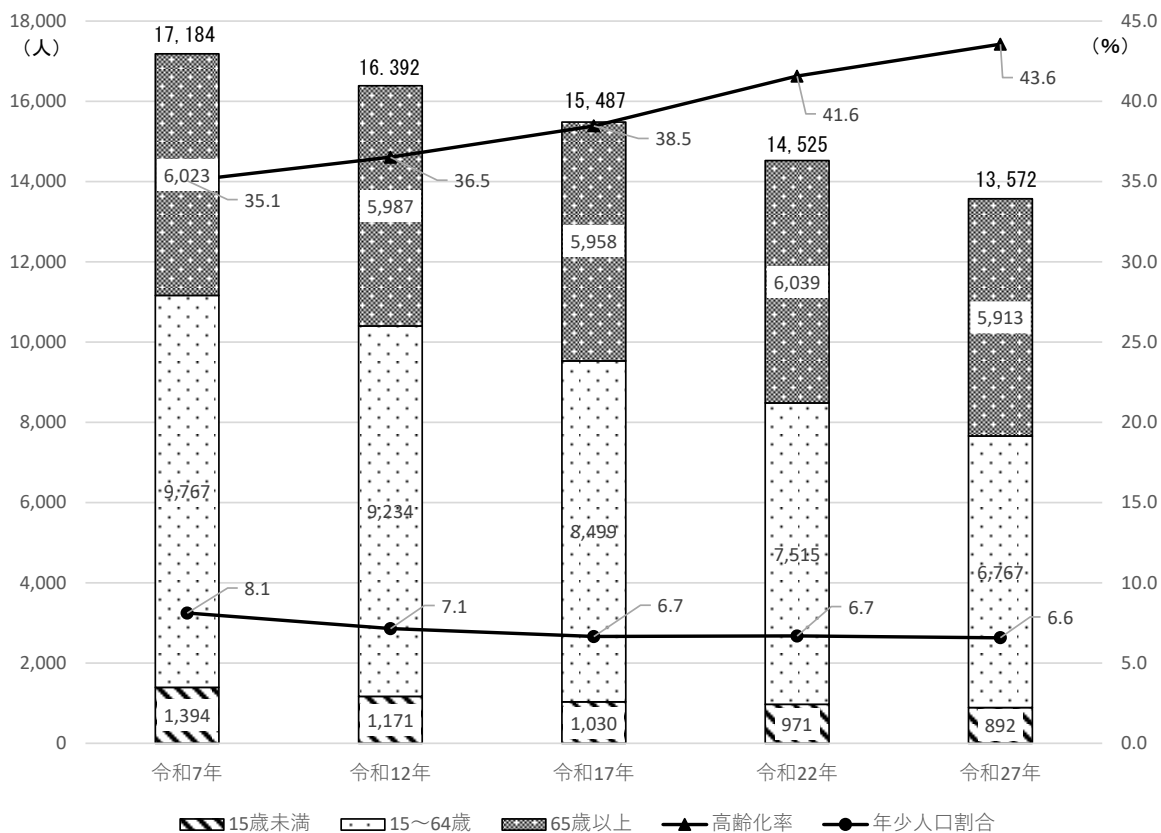
※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

■高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の構成比の推移



※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

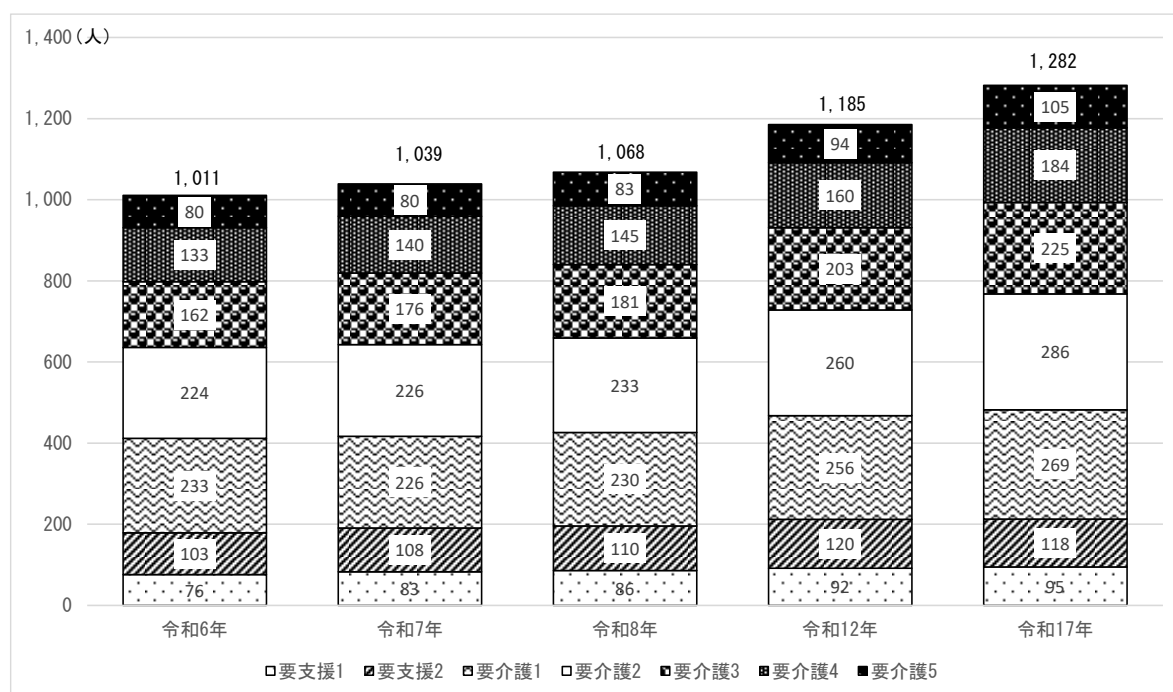
■三区分別人口と高齢化率、年少人口割合の長期推計（参考）



※資料：社会保障・人口問題研究所 令和5年公表の推計結果から作成

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は増加傾向が予想され、令和8年に1,088人、令和12年には1,185人、令和17年には1,282人を見込みます。なお、第2号被保険者の認定者数は、令和8年に25人、令和12年には25人、令和22年には22人を見込みます。



※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年
要支援1	76	83	86	92	95
要支援2	103	108	110	120	118
要支援計	179	191	196	212	213
要介護1	233	226	230	256	269
要介護2	224	226	233	260	286
要介護3	162	176	181	203	225
要介護4	133	140	145	160	184
要介護5	80	80	83	94	105
要介護計	832	848	872	973	1,069
合計	1,011	1,039	1,068	1,185	1,282

第2号被保険者	24	26	25	25	22
---------	----	----	----	----	----

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

第5章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的視点と基本方針

(1) 基本的視点

第6次嵐山町総合振興計画で掲げるまちづくりの将来像である、「未来へつなぐ ひとしぜん 暮らし ともに学び育むまち らんざん」を実現するためには、人の自立と尊厳を維持しつつ、支援が必要な人を地域全体で支え合うことが重要です。

嵐山町では、高齢者が介護や援助を必要となった場合にも、できる限り家庭や住み慣れた地域のなかで、その人の自己努力を基本とした自立した生活を営むことができるよう、地域、事業者、行政が一体となって支援していくまちづくりに向け、『利用者本位、高齢者の自主性、自立支援、協働社会の構築』を基本的視点として、安心して高齢期を過ごすことのできるまちづくりに積極的に取り組んできました。

第9期計画においても、第8期計画の基本的視点を継承し、計画の推進に当たります。

基本的視点に含まれる4つの要素

利用者本位	一人ひとりの権利を尊重し、安心して生活していける社会を目指します。
高齢者の自主性	高齢者自身が地域社会のなかで、主体的・積極的に役割を担っていける社会を目指します。
自立支援	一人ひとりが自身の持っている能力を活かしながら、自立した生活を続けられる社会を目指します。
協働社会の構築	パートナーシップの関係の下、行政、町民、NPO、関係する事業所などがそれぞれの個性や特性に応じた役割を十分に果たし、お互いに協力・連携し、よりよい社会づくりを目指します。

(2) 基本方針

第9期計画の基本理念を実現するために、第8期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取り組みを進めていきます。

また、全ての町民・関係者が地域の問題・課題を認識し、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体・担い手がつながり受け止める場を地域につくる「地域共生社会」を実現するために、「健康で互いに支えあう生き活きとしたまちづくり」を基本方針とし、計画を推進していきます。

〔基本方針〕

健康で互いに支えあう生き活きとしたまちづくり

2. 基本目標

「健康で互いに支えあう生き活きとしたまちづくり」を実現するための第9期計画の基本目標を、地域包括ケアシステムの深化と介護保険事業の推進とし、以下の5つの重点施策を推進します。

【基本目標1】 地域包括ケアシステムの深化

〔施策1-1〕 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

地域包括ケアをより一層充実させるために、多様な生活支援の提供を多様な担い手との協働、支え合いにより推進していきます。そのために、新しい地域支援事業の構築を図っていきます。

〔施策1-2〕 地域包括支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、医療・介護・予防・生活支援、住まいなど、地域の多様なサービスが連携し、切れ目のない支援を実現できる体制の強化・充実を図ります。

〔施策1-3〕 高齢者の生きがいがづくり・生活支援の充実

高齢者の生きがいがづくりや社会参加を支援するとともに、高齢者自身の介護予防にも役立てられるよう、知恵や経験、技能を生かし、支援することで、高齢者自身が健康で豊かさを実感できる取り組みを進めていきます。

【基本目標2】 介護保険事業の推進

〔施策2-1〕 サービス提供体制の確保と質の向上

要介護状態になっても、住み慣れた家や地域で、安心して豊かな生活を送ることができるよう、地域に密着したサービスの確保に努めます。また、介護保険が利用しやすい制度となるよう、介護保険サービスの質の向上を図ります。

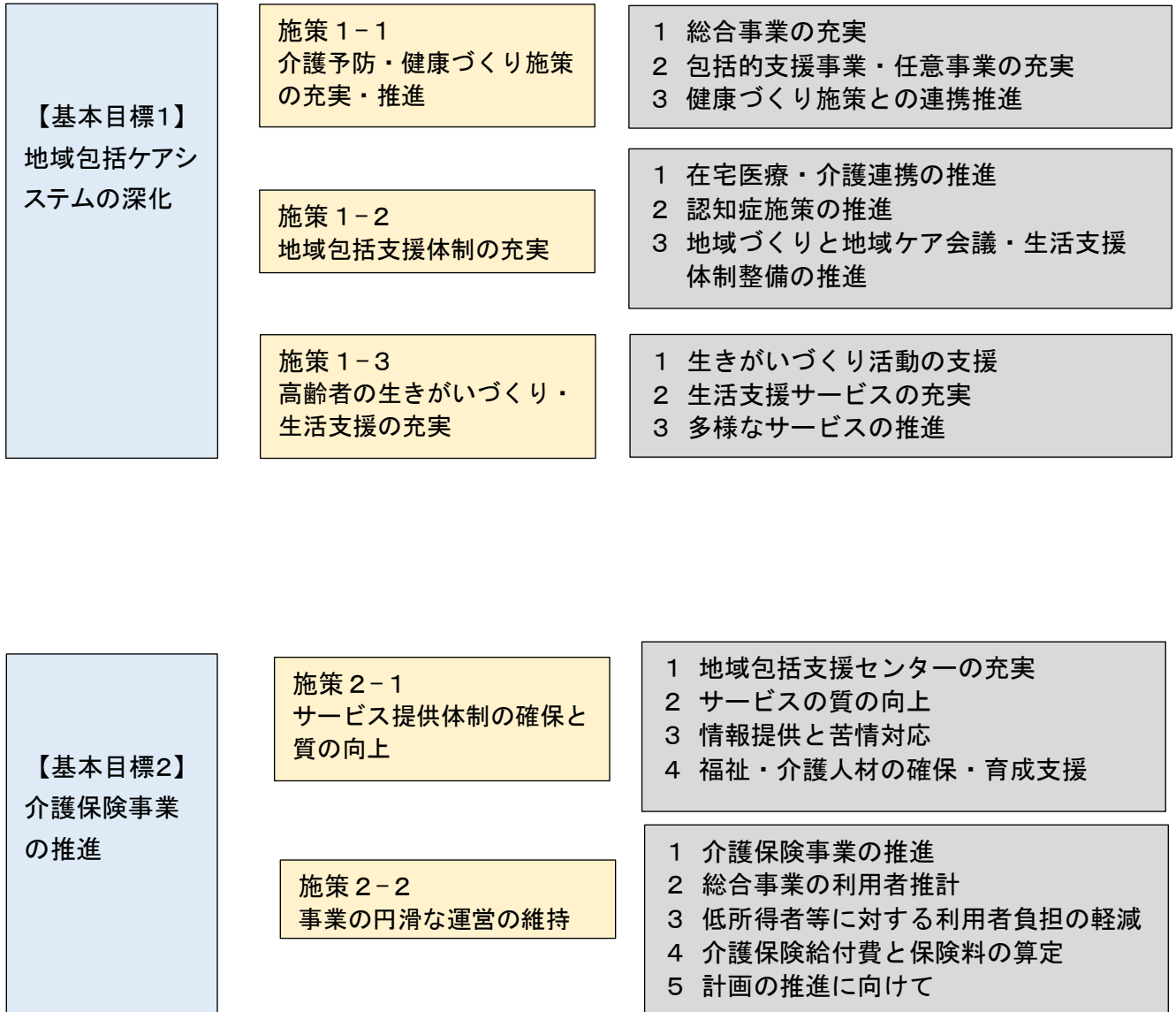
〔施策2-2〕 事業の円滑な運営の維持

介護保険サービスの利用者やその家族への事業者の情報提供を充実させ、円滑なサービス提供に努めていきます。また、認知症高齢者等を含む利用者が適切なサービスを選択・利用するための支援策を整備し、事業が円滑に提供される体制づくりを進めます。

3. 施策の体系

第9期計画の施策は、基本方針に基づき以下の体系で展開します。

【第9期計画の施策体系】



第2部 各論

第1章 地域包括ケアシステムの深化

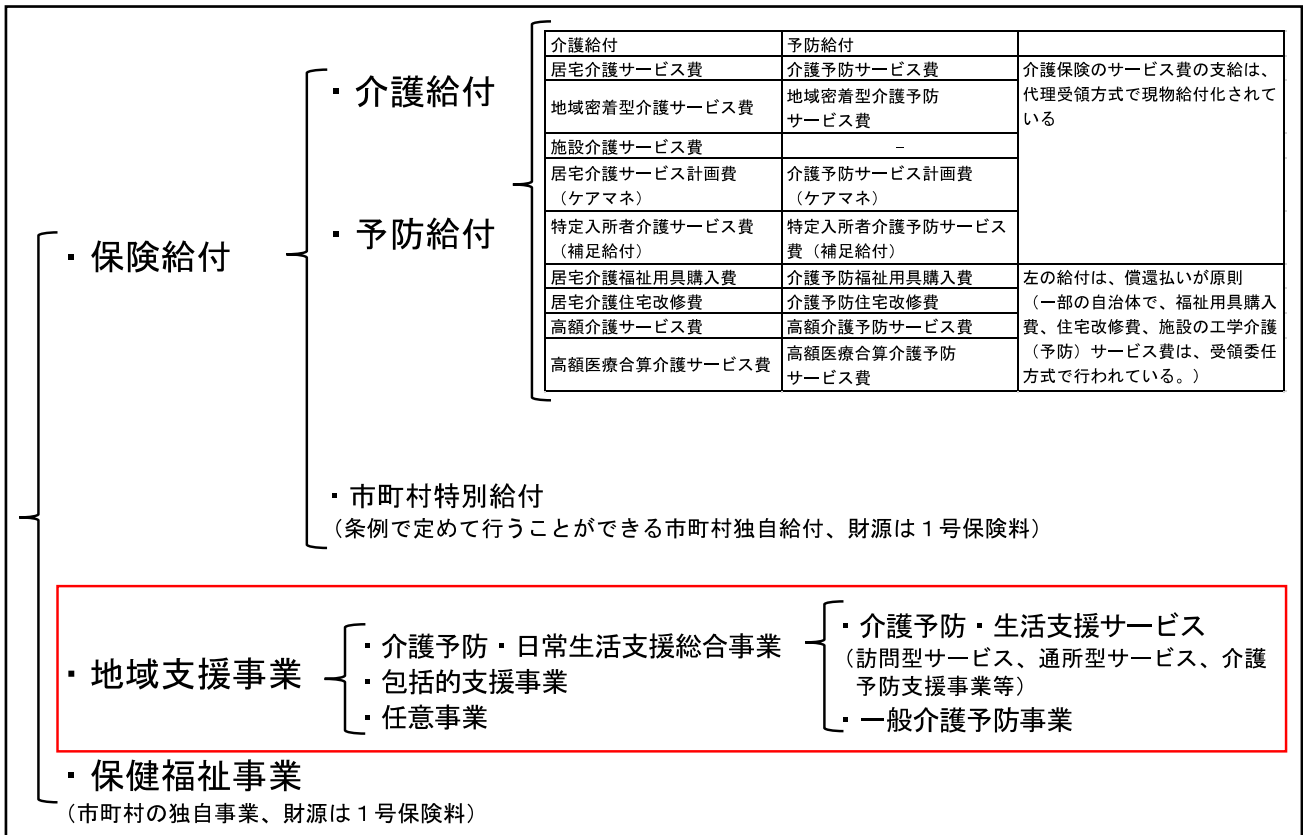
施策1-1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

地域支援事業は、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり高齢化が進む一方、65歳未満の現役世代が減少する中で、誰もが介護予防や健康づくりに取り組み、社会参加の機会を持つことが出来る地域づくりのために、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものになります。

また、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定が必要です。そのために、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組みます。

【地域支援事業の位置づけ】



※資料：厚生労働省資料より作成

1. 総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを展開します。

事業の対象者は、要支援者及び心身の状況を判定する基本チェックリストにより、事業対象者であると判定された者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）とされています。

事業の実施にあたっては、訪問・通所事業者に加え、NPO、民間企業、ボランティア、理学療法士等のリハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士や保健師等の関与も進め、多様なサービスの充実等の受け皿の整備や、地域の特性を生かした取り組みの更なる充実を進めていきます。

1) 第1号訪問事業

① 基準型訪問介護（訪問介護相当サービス）

事業概要	要支援者等(要支援者、総合事業対象者)に対し、ホームヘルパーによる専門的な身体介護及び掃除や買い物等の生活行為の一部を、基準型訪問介護(訪問介護相当サービス)として提供します。
現状と課題	必要と認められた場合にのみ利用できます。
今後の方向性	必要な人に適正なサービスを提供できるような体制を整えていきます。

② 訪問型サービスA（緩和型サービス）

事業概要	要支援者等(要支援者、総合事業対象者)に対し、生活支援サポーターが掃除や買い物等の生活行為の一部を、訪問型サービスA(緩和型サービス)として提供します。
現状と課題	担い手の確保を図ることと、適正単価を適宜見直し、事業所運営が維持できるように改正していく必要があります。
今後の方向性	生活支援体制整備事業によりサービス基盤を確保し、介護予防に資するサービスを提供していきます。

③ 訪問型サービスB（嵐山おたすけサービス事業）

事業概要	元気な高齢者等のボランティアが援助の必要な高齢者等を支えるとともに、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につながる「地域支え合いの仕組み」づくりを支援します。
現状と課題	支援を提供するボランティアを増やしていくことが課題です。
今後の方向性	「地域支え合いの仕組み」づくりを支援していきます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用件数（件）	397	384	427	450	480	500
延利用時間（時間）	521.5	438.5	407.0	430	470	550

④ 訪問型サービスC

事業概要	要支援者や事業対象者に対し、自立支援を目的に栄養改善または口腔機能向上を目指した、専門職による短期集中の訪問による支援を行います。
現状と課題	令和5年度に開始した事業となり、対象者の自立支援に資するプログラムの構築を検討していく必要があります。
今後の方向性	事業の活用により、対象者がより充実した在宅生活を送ることが出来るよう、地域ケア会議をはじめ他の事業とも連携しながら支援していきます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実訪問者数（人）	-	-	-	1	2	3
延訪問者数（人）	-	-	-	6	18	24

2) 第1号通所事業

① 基準型通所介護（通所介護相当サービス）

事業概要	要支援者等(要支援者、総合事業対象者)に対し、運動やレクリエーション、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援を通所介護事業所において、基準型通所介護(通所介護相当サービス)として提供しています。
現状と課題	必要と認められた場合にのみ利用できます。
今後の方向性	必要な人に適正なサービスを提供できるような体制を整えていきます。

② 通所型サービスA（緩和型サービス）

事業概要	要支援者等(要支援者、総合事業対象者)に対し、運動やレクリエーション、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援を通所介護事業所において、通所型サービスA(緩和型サービス)として提供しています。
現状と課題	適正単価を適宜見直し、事業所運営が維持できるように改正していく必要があります。
今後の方向性	生活支援体制整備事業によりサービス基盤を確保し、介護予防に資するサービスを提供していきます。

③ 通所型サービスC（元気はつらつ体操教室）

事業概要	要支援者や事業対象者に対し、運動機能向上だけでなく、栄養改善・口腔機能向上を目指した、専門職による短期集中・自立支援型プログラムを行います。
現状と課題	運動機能向上等の向上を図り、一般介護予防事業や地域での活動等への動機づけが課題となっています。
今後の方向性	参加者の身体状態を把握し、教室の参加によりついた運動習慣を自宅でも継続できるよう、楽しみながら取り組める内容を提供します。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室数(箇所)	2	2	2	2	2	2
実参加者数(人)	8	19	23	30	40	40
延参加者数(人)	82	159	223	290	380	380

3) 第1号生活支援事業

① 第1号生活支援事業（配食サービス）

事業概要	要支援者、事業対象者に栄養改善を目的とした配食サービスを提供し、定期的に見守りをする事により、安否確認をします。
現状と課題	昼食と夕食で委託配食業者を分けています。急な中止や変更、新規申し込みにも臨機応変に対応しています。
今後の方向性	栄養改善と見守りを提供し、安心して在宅生活を送れるようにしていきます。

4) 第1号介護予防支援事業

① 介護予防ケアマネジメント事業

事業概要	総合事業対象者のうち、介護予防給付を併用しない利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。
現状と課題	対象者にアセスメントを実施しています。「心身機能の改善」「活動」「参加」をバランスよく調整し、利用者の自立支援に資することが重要です。
今後の方向性	地域包括支援センターにおいて、介護予防や自立支援を進められるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント実施数(人)	47	59	65	65	65	65

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものです。また、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組み、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

1) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域活動への参加の促進や心身機能・活動性の維持・向上を目的に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーション専門職が関わることで、介護予防への取り組みの機能強化を支援しています。

自発的な介護予防への取り組み、介護予防教室等への新規参加者の増加を促進するため、平成 29 年度より「ぷらっと嵐トレ」を開始して事業の拡大を図りました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動自粛をしなければならぬ状況となってしまいました。その後は感染対策を行いながら、活動を再開しています。継続支援、参加率向上のためにも専門職が定期的に活動の場へ出向いていきます。また、介護予防の重要性を広く町民へ周知し、一人ひとりが継続して予防活動に取り組むことができるよう努めます。

参加者自身に現在の状態を知ってもらうことで、介護予防の必要性に気づき、自ら介護予防に取り組み、かつ地域住民へも住民同士で普及活動を行えるような機会づくりに取り組みます。

① ぷらっと嵐トレ

事業概要	理学療法士等のリハビリテーション専門職と連携し、生活機能の低下予防、健康寿命の延伸、身体機能の維持・向上、健康の保持増進、仲間・生きがいづくり等を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げや継続支援を行います。
現状と課題	毎年、新たな通いの場が立ち上がっていましたが、新型コロナウイルスの影響で立ち上げに至らなかったグループもありました。新規の立ち上げを支援するとともに、通いの場の継続と閉じこもり傾向の人の参加を促すことが課題です。
今後の方向性	介護予防の効果を高めるために、全行政区での実施を目標に、周知を図っていきます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主活動グループ (実施箇所)	9	8	8	9	10	11
応援サポーター養成 講座延参加者(人)	89	96	102	105	110	115

② リハビリ相談

事業概要	運動機能面や認知機能面での問題や不安を抱えた方等を対象に、理学療法士や作業療法士による個別相談を行います。また、自主活動を行うグループへの体操の指導や新たな体操の紹介を行うことで、介護予防の普及・強化につなげていきます。
現状と課題	新規の申込者が増えていますが、日常生活の中で介護予防体操への取り組みを継続することができるよう、介護予防教室や自主活動へつなげていくことが課題です。新型コロナウイルスの影響で休止していた集団リハを令和5年度に再開しました。
今後の方向性	リハビリ相談の実施回数を検討し、新規参加者や団体への周知に重点化を図り、自宅や地域での介護予防の取り組みの普及を目指します。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者（人）	15	15	15	20	25	30

③ らんらんフィット

事業概要	リハビリテーション専門職が講師を行う介護予防体操教室です。個別の身体機能の評価や集団体操の指導を行い、健康の維持・増進の意識を高め、継続的に介護予防に取り組むことことができるよう支援します。
現状と課題	専門職のみならず介護予防ボランティアによる体操の指導も取り入れているため、介護予防への町民の意識の向上、普及を行うことができます。新規参加者が少なく、周知されていないことが課題です。
今後の方向性	介護保険サービスや通所型サービス C 修了者等の受け皿として教室を活用し、他の一般介護予防事業や自主活動グループへの継続を図ります。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催箇所(回)	1	2	2	2	2	2

④ 生き生きふれあいプラザやすらぎの活用

事業概要	健康保持・増進と介護予防等を総合的に推進し、健康寿命を増進することを目的とした施設です。
現状と課題	40歳以上の方の利用が可能です。トレーニング機器を使用した健康増進事業（トレーニングルームは18歳以上の方が利用可能）を展開し、利用者は順調に増加しています。今後も、利用者が「また行きたい」と思えるよう、施設の魅力を高める必要があります。
今後の方向性	引き続き、健康増進の拠点施設として利用者の増加を図ります。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	4,400	6,481	9,118	9,500	10,000	10,500

2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修及び地域活動団体等を育成・支援します。また、各団体等の活動を通じて介護予防に関する情報提供を行う等、介護予防への理解促進を図ります。

① 各種サロン（介護予防活動支援事業）

事業概要	介護予防活動を行う拠点作りのため、地域の団体等を育成・支援し地域における介護予防活動事業を実施します。
現状と課題	地域の事業所・団体に働きかけるとともに、広報紙等での周知をより一層取り組む必要があります。
今後の方向性	高齢者自身の閉じこもり防止や健康増進の意識を高め、多様なサービスの提供につながるよう支援していきます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催箇所(回)	1	1	1	1	1	1

② うきうきサロン（地域住民グループ支援事業）

事業概要	在宅の高齢者や障害者等で、外出や近隣との交流に欠ける方を対象に、閉じこもりを防止し、支援者を巻き込んで地域の連帯の輪を育むことを目的に、地域の集会所単位で実施しています。事業の実施については、社会福祉協議会へ委託をしています。
現状と課題	参加者が高齢化し、回数や人数が減少傾向にあります。地域の自主グループと協働して、ニーズに合わせた通いの場が必要です。
今後の方向性	高齢者自身の閉じこもり防止や健康増進の意識を高め、事業参加につながるよう支援していきます。

③ 自主グループ活動支援

事業概要	町の事業において養成したボールボランティア、脳の健康教室学習サポーター、ぷらっと嵐トレ応援サポーターを中心に介護予防に取り組む自主活動グループを支援します。また、希望によりリハビリテーション専門職の派遣や歯科衛生士、栄養士の派遣も行います。
現状と課題	実施場所が偏在しており、参加者が限定的となっています。地域住民の通いやすい施設等を利用して参加者を増やしていくことが課題です。また、時間経過とともにボランティア・サポーターの方が減少してきており、確保も課題です。
今後の方向性	参加者やボランティア・サポーターが活動に関して相談しやすい体制をとり、参加者自身が自主的に行う教室という意識を持ち、参加者同士で協力した教室運営ができるよう支援していきます。

■ボールボランティア・脳の健康教室サポーター等派遣

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
グループ数（個）	6	6	4	5	5	5
派遣回数（回）	20	49	71	75	75	75
延派遣人数（人）	30	55	75	75	75	75

3) 介護予防普及啓発事業

介護予防や認知症予防等が必要な対象者に介護予防活動の正しい知識を普及・啓発するため、各種介護予防教室等の開催やパンフレット等による情報提供を行い、日常生活において自ら介護予防に取り組めるよう支援しています。

転倒に対する不安や認知症予防方法を知りたいという意向が多くある一方で男性の参加者は少なく、過去に同様の教室に参加したりリピーター率が高いのが現状であるため、閉じこもりがちな高齢者への声かけや周知方法の工夫が必要です。

介護予防は健康な状態から早期に取り組んでいくことが重要であるため、介護予防の必要性を理解してもらえる工夫、専門職を活かした事業の展開、ボランティアなどの協力を得ながら交通手段等も考慮し、より多くの高齢者が継続的に参加できるように努めていきます。

① 脳の健康教室

事業概要	簡単な読み書き・計算の教材を、定期的な教室への参加と自宅にて毎日取り組むことで、脳の活性化を図り、認知機能低下を防ぎます。また、教室に参加することで社会参加や仲間づくりを行い、教室修了後も自主的な活動を継続しながら活動的で生きがいのある生活を送ることができるようにします。
現状と課題	平成25年度の教室開始以来、2つの自主活動グループが立ち上がっています。高齢化が進むなかで、認知症予防や生きがいづくりは重要な取り組みのひとつであり、今後も教室修了後の自主グループの育成に取り組んでいくことが課題です。
今後の方向性	教室での学習やコミュニケーションを通じて、教室参加者の介護予防（認知症予防）を図るとともに、自主活動の拡大を推進し、認知症予防の重要性を広く町民に周知し、一人ひとりが予防活動に取り組めるように努めます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室数(箇所)	1	1	1	1	1	1
実参加者数(人)	13	8	9	20	20	20
延参加者数(人)	218	166	191	400	400	400

② ふれあいの会

事業概要	花見台工業団地管理センターを利用して、集団での運動機能向上プログラム・口腔機能向上プログラム・レクリエーション等を実施し、閉じこもりや要支援・要介護状態になることを予防します。
現状と課題	月1回の開催で外出が苦手な対象者にも負担なく参加できるようになっています。活動を増やしたいという方へのつなぎとして、地域の通いの場が重要です。
今後の方向性	心身機能の低下を早期から予防するために、外出や交流が苦手な人でも楽しみながら介護予防や健康増進に取り組める機会を提供し、活動範囲の拡大に努めます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室数(箇所)	8	11	11	11	11	11
実参加者数(人)	24	16	15	15	20	20
延参加者数(人)	67	136	140	145	155	155

③ やすらぎトレーニング

事業概要	生き生きふれあいプラザやすらぎを利用し、自主的に健康増進・介護予防のための個々の身体機能に応じた運動機能向上プログラムに取り組めるよう支援を実施し、要介護状態になることを予防します。
現状と課題	町民の認知度も上がり、自主的な介護予防の場として活用されています。より多くの高齢者に利用していただくため、更なる周知を図っていきます。
今後の方向性	健康増進・介護予防の必要性に鑑み、自主的に生き生きふれあいプラザやすらぎを利用した活動が継続できるよう支援を行っていきます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/週)	2	2	2	2	2	2
実参加者数(人)	149	146	184	190	195	200
延参加者数(人)	1,319	1,830	2,650	2,700	2,750	2,800

※木曜、金曜の長寿生きがい課実施分

4) 介護予防把握事業

心身の状況を判定する基本チェックリストや、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

事業概要	関係機関と連携し、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、適切な介護保険サービスや住民主体の介護予防活動につなげます。
現状と課題	医療機関や民生委員等の地域住民からの情報をもとに、支援を要する方の把握を行います。情報連携しやすい環境が重要です。
今後の方向性	訪問等による実態把握だけでなく、包括支援センターに寄せられた相談、民生委員等からの情報提供により対象者を把握し介護予防活動につなげます。

5) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的としています。

事業概要	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を行います。
現状と課題	地域づくりの観点から、総合事業全体を評価し、結果に基づき、計画の見直しや事業全体の改善を行うことが重要です。
今後の方向性	評価結果について関係者で共有することにより、効果的な介護予防事業の充実に努めます。

2. 包括的支援事業・任意事業の充実

(1) 包括的支援事業

■地域包括支援センターの運営

本計画の基本理念に基づいて各種の事業を展開するためには、介護予防事業や予防給付が効率的かつ公正・中立に行われる必要があります。

- ▷設置者：地域包括支援センターは保険者である町が設置しています。
- ▷運営及び体制：保健・医療・福祉・介護サービス及び介護予防サービスに関する職能団体の関係者、介護予防サービス利用者、介護保険被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における相談事業を担う関係者、町民代表者らによって構成される「地域包括支援センター運営協議会」で運營業務・内容について検討し、「公益性」「地域性」「協働性」の視点を大切にして運営します。
- ▷地域包括支援センターが行う主な業務
 - ① 総合相談支援業務【総合的な相談対応、地域におけるネットワーク構築等】
 - ② 権利擁護業務【高齢者虐待の防止、虐待の対応、成年後見制度の活用促進等】
 - ③ 介護予防ケアマネジメント事業【介護予防ケアプランの作成、経過支援、評価等】
 - ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
【介護支援専門員（ケアマネジャー）への指導・助言】

■地域包括支援センターが行う主な業務

1) 総合相談窓口の充実

① 総合相談支援事業

事業概要	地域包括支援センターは、高齢者及びその家族等からの相談を受け、行政機関・医療機関・介護保険事業所等と連携し、多種多様な問題の解決にあたります。
現状と課題	町直営の地域包括支援センターのメリットを活かし、介護保険の相談から高齢者虐待、権利擁護等の各種相談にきめ細かく対応しています。 自分から相談をする力が無い方を、関係機関等からの情報や支え合いマップ等を活用して発掘していく必要があります。
今後の方向性	高齢化の進行に伴う相談件数の増加や困難事例への対応の増加が見込まれることから、必要な人員を確保すると共に関係機関との連携を強化して、相談支援体制を充実していきます。

	実績値			推計値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談延件数(件)	1,665	1,977	1,448	1,800	1,800	1,800

2) 権利擁護事業

① 高齢者虐待相談支援

事業概要	高齢者虐待の防止や早期発見のための相談窓口を設置し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を行います。
現状と課題	「支え愛運動」・「高齢者等見守り・虐待防止ネットワーク運営委員会」により、高齢者虐待防止について啓発し、予防、早期発見に努めています。 相談・通報を受けた場合は、虐待者、被虐待者または関係者から状況を聞き取り、必要に応じ警察等と連携して立ち入り調査等を行い、虐待を止めさせるための対応をします。 問題解決に向け、虐待のおそれのある高齢者の支援とともに、虐待を行う側への支援も重要となっています。
今後の方向性	地域におけるネットワークを強化するとともに、相談・通報に際し適切に対応できるよう体制を整備していきます。

	実績値			推計値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	24	39	49	40	40	40

② 高齢者等見守り・虐待防止ネットワーク

事業概要	高齢者や障害者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見並びに高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図り、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境を確保することを目的としています。
現状と課題	行政、地域、事業者が一体となって、高齢者を見守ることが重要です。
今後の方向性	地域におけるネットワークを強化するとともに、相談・通報に際し適切に対応できるよう体制を整備していきます。

③ 成年後見制度利用支援事業

事業概要	判断能力が不十分で身寄りがないか、親族からの援助が困難な方の保護を目的として、本人に代わって家庭裁判所へ後見開始などの審判請求を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人などによる本人の財産管理や身上監護（介護保険契約・施設入所契約など）が行われるようにするものです。
現状と課題	<p>認知症の高齢者が増加しているなかで、判断能力が衰えた高齢者の財産・権利を守るため、成年後見制度はますます重要な役割を果たすことから、事業を広く周知させる必要があります。</p> <p>また、親族等による成年後見の困難な方の増加が見込まれることから、専門職の他、法人後見や市民後見人の役割が必要になってくると考えられます。</p> <p>令和5年度に町に中核機関を設置しました。本人や関係機関等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け付け、権利擁護支援の内容検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行います。専門職団体や関係機関の協力・連携を強化し、中核機関を充実させていくことが必要です。</p>
今後の方向性	<p>高齢化の進行により、サービスの必要度は高くなると考えられるため、広報等を利用して本事業について説明を行い、事業の周知を図ります。嵐山町社会福祉協議会において、令和5年に法人後見を行うための体制を整備しました。法人後見が促進されるよう、必要な支援を行います。</p>

3) 地域ケア会議推進事業

事業概要	介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者により構成される地域ケア会議を開催します。地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援します。
現状と課題	個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付けていくことが重要です。
今後の方向性	関係者と協働し、地域課題の把握と問題解決に向けた取組を推進します。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員と地域の関係機関、在宅と施設の連携等ができるよう、介護保険事業者連絡会を開催します。
現状と課題	法改正の内容を把握し、現状に合わせたサービス提供ができるよう適切な情報提供を行い、関係機関と連携をとることが重要です。
今後の方向性	地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント・介護予防支援とサービス提供事業所との相互の連携や、個々の介護支援専門員に対する支援等を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう連携体制整備に努めます。

(2) 任意事業

1) 家族介護支援事業

高齢者を在宅で介護をしている家族又は近隣の援助者等の様々なニーズに対し、各種サービスを提供することで家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

また埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2年3月31日に公布・施行しました。この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。本町でもこの条例の普及啓発に努めます。

① 家族介護支援事業

事業概要	(要介護被保険者の状態の維持・改善や、) 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、適切な介護知識の習得や、介護から一時的に解放されるための事業を構築していきます。
現状と課題	介護者のみを対象とした交流の場がないため、介護者相互の交流会の開催等の検討が必要です。
今後の方向性	介護保険サービス提供事業所とも協働し、ケアラーの支援を強化していきます。

② 家族介護慰労金支給事業

事業概要	介護する家族の慰労を目的として、介護保険サービスを使わずに要介護4又は要介護5の在宅高齢者を1年以上介護した非課税世帯の家族に対し、家族介護慰労金を支給します。
現状と課題	在宅で寝たきりや認知症の高齢者等を介護し、要件に該当する家族に家族介護慰労金を支給しています。
今後の方向性	在宅で介護する家族に対し慰労金を支給します。

③ 徘徊高齢者位置情報探索サービス事業

事業概要	認知症等により徘徊行動がみられる高齢者に、位置情報を探索できる端末を常に所持させ、早期発見につなげます。端末の利用料の一部を助成します。
現状と課題	端末の所持が条件です。
今後の方向性	徘徊高齢者対策として、見守りシール交付事業と合わせ必要とされる方に貸与していきます。事業の対象については、若年性認知症や脳血管疾患が原因の高次脳機能障害である第2号被保険者を含め、対象の範囲を検討していきます。

④ 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

事業概要	認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等の衣類や持ち物に、二次元コードのついたシールを貼り、見つけた方が二次元コードを読み取ると保護者へメールが送信されます。また、伝言板サイトを介し、個人情報漏らさずに発見者と保護者がやりとりでき、早期発見、保護につながります。
現状と課題	見つけた方に二次元コードを読み取られることが条件です。
今後の方向性	徘徊高齢者対策として、位置情報探索サービス事業と合わせ必要とされる方に交付していきます。事業の対象については、若年性認知症や脳血管疾患が原因の高次脳機能障害である第2号被保険者を含め、対象の範囲を検討していきます。

2) 地域支え合いサービス（住民主体の生活援助）

① 嵐山おたすけサービス事業

事業概要	地域住民が援助の必要な高齢者等に生活援助を行い、その謝礼を地域商品券で受け取り、地域の商店で買い物をしてもらう「地域支え合い」の事業で、社会福祉協議会が商工会と連携して実施しています。
現状と課題	高齢化の進行とともに高齢者世帯の増加が見込まれるため、事業の更なる充実と協力会員の育成が課題となっています。
今後の方向性	事業の普及促進を図るため、ニーズや実情を的確に把握し、多様なサービスの創出を目指していきます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用件数（件）	1,378	1,400	1,583	1,600	1,600	1,600
延利用時間（時間）	1,844.5	1,548.5	1,461	1,500	1,500	1,500

3) 配食サービス事業

事業概要	在宅の要介護高齢者等に栄養改善を目的とした配食サービスを提供し、定期的に見守りをするることにより、安否確認をします。
現状と課題	昼食と夕食で委託配食業者を分けています。急な中止や変更、新規申し込みにも臨機応変に対応しています。
今後の方向性	栄養改善と見守りを提供し、安心して在宅生活が送れるようにしていきます。

4) 福祉用具・住宅改修支援事業

事業概要	福祉用具・住宅改修に関する相談、情報提供、連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び作成時の経費の助成を行います。
現状と課題	福祉用具・住宅改修のみ利用の高齢者等にも、介護支援専門員の助言を受けやすくなっています。
今後の方向性	地域における自立した日常生活の支援のために実施していきます。

3. 健康づくり施策との連携推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

令和3年度から地域包括支援センターに企画・調整担当を配置し、後期高齢者医療担当、保健衛生担当との連携を図り、事業に取り組んでいます。

健康課題を踏まえ、ハイリスクアプローチ事業（個別支援・指導）として、町が健康状態を把握していない方（健診未受診・医療未受診）を訪問して健康状態や心身機能を把握する健康状態不明者対策、低栄養防止事業として「体重をふやそうプロジェクト」、歯科口腔事業として「かむかむプロジェクト」を実施しています。また、ポピュレーションアプローチ事業（集団支援・指導）として、ぷらっと嵐トレ自主活動グループなど、地域で活動している場所へ管理栄養士等の医療専門職が伺い、身近な場でフレイル予防や介護予防、生活習慣病等の疾病予防のための健康教育や健康相談を行っています。

事業概要	フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重度化予防を一体的に実施する取組を推進しています。
現状と課題	健康寿命の延伸のため、高齢者の予防・健康づくりを進めることが重要です。現在、検討会等を通じて庁内関係課での情報共有や連携が図れているところですが、一体的実施事業においては地域の医療関係団体等との積極的な連携が求められています。今後は、比企医師会や比企郡市歯科医師会、職能団体等との連携を図ることによる、さらなる事業の充実が求められています。
今後の方向性	運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進め、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービスや介護サービス等につなげることができるよう、疾病予防・重度化予防の促進を目指します。

施策1-2 地域包括支援体制の充実

1. 在宅医療・介護連携の推進

事業概要	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、居宅医療を担う医療機関と介護サービス事業者等との一体的な連携とサービス提供を推進することを目的としています。
現状と課題	比企地区9市町村で広域的に、地域における医療・介護の関係機関と連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供ができる体制を構築しています。今後の高齢化や認知症の方の増加を見据え、看取りに関する取組、認知症の方への対応力の強化といった視点も重要になります。
今後の方向性	地域の医師会等と緊密に連携しながら、医療・介護関係者の情報共有の支援や在宅医療・介護連携に関するコーディネーターによる相談支援を関係機関と連携し取り組みます。

① 地域の医療・介護資源の把握

事業概要	比企地区における医療機関・介護事業者等の所在地や機能等を整理した「比企地区在宅医療・介護情報検索システム」を新たに構築しました。地域の医療・介護関係者との情報共有を図り、関係者間の連携を推進します。 また、この検索システムを町民に広く周知することで、必要な情報が入手しやすくなるよう取り組みます。
現状と課題	未掲載や更新の少ない事業所等もあるため、利便性の向上のためより広く周知する必要があります。
今後の方向性	システムの情報を定期的に更新し、関係者間の連携を強化するとともに、町民ニーズへ則した内容となるよう取り組んでいきます。

② 医療・介護関係者の情報共有の支援

事業概要	情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、医療・介護関係者等の中で情報を共有できるよう支援します。
現状と課題	比企地区在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、入退院時の情報共有ツールを検討、「埼玉県比企地区版 連携シート」及び運用ルールを完成させました。比企管内医療・介護関係機関へ周知し、市町村のホームページに掲載しました。
今後の方向性	完成した「埼玉県比企地区版 連携シート」を活用していきながら、必要に応じて見直しを図り、連携を進めます。

③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

事業概要	在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置し、医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受け付けます。また、必要に応じて退院の際の連携調整や、在宅医の紹介を行います。
現状と課題	比企医師会内に在宅医療連携拠点を設置しています。歯科相談は比企郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点、薬剤の相談は東松山薬剤師会在宅医療拠点・小川薬剤師会在宅医療拠点を設置しています。
今後の方向性	比企地区在宅医療連携拠点において、看護師の資格を持つ職員が在宅患者療養支援や在宅医療相談を行います。

④ 医療・介護関係者の研修

事業概要	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。
現状と課題	多職種が地域の問題などの事例検討・討議を行い、各職種の役割を互いに理解し、交流ができるように研修会を開催しています。
今後の方向性	医療・介護関係の多職種が研修を通してお互いの業務内容を理解できるように、参加者の意見やアンケート等を踏まえて今後も意義のある研修が開催できるよう取り組んでいきます。

⑤ 地域住民への普及・啓発

事業概要	住民を対象とした在宅医療・介護連携に関する講演会を開催し、地域住民への普及・啓発を図ります。
現状と課題	令和4年度からZOOMを活用し、比企地区9市町村合同で9会場同時開催並びに各個人のPC等でのオンライン視聴という方法で開催しています。
今後の方向性	より多くの住民に周知できるように参加者の意見やアンケート等を活用し、今後も意義ある講演会が開催できるよう取り組んでいきます。また、アドバンス・ケア・プランニング（ACP＝愛称：人生会議）の普及・啓発を図ります。

⑥ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

事業概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、比企地区9市町村が連携して事業を推進しています。担当者会議、連絡会議、協議会を開催し、広域連携が必要な事項について協議します。
現状と課題	担当者会議にて課題を抽出し、医療・介護・福祉・行政等の代表者を含める、多職種で構成された協議会にて諸問題を検討し、在宅医療・介護連携の推進に向けた提言を行います。
今後の方向性	比企地区9市町村が連携して在宅医療・介護連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

⑦ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

事業概要	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて事業を行います。
現状と課題	比企医師会在宅医療連携拠点において、在宅療養支援ベッドの確保、往診医の登録を行っています。また、患者情報の共有では、MCS（医療介護連携コミュニケーションツール）の登録促進や「埼玉県比企地区版連携シート」の活用を行っています。
今後の方向性	MCSの登録促進や、「埼玉県比企地区版 連携シート」の活用により、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指します。

2. 認知症施策の推進

事業概要	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じ、切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される支援体制を構築します。
現状と課題	認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護の連携強化や相談・支援体制を推進していきます。
今後の方向性	若年性認知症を含め、認知症の人が暮らしやすいまちになるよう、ご本人と家族、地域への支援に取り組みます。

① 認知症初期集中支援事業

事業概要	40歳以上の在宅生活をしている人が、認知症状が現れた場合に、医療と介護の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」がご家庭を訪問し、ご本人の意思を確認しながら、適切な医療・介護のサービスにつなげます。
現状と課題	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、生活支援の要望が多様化する中、認知症高齢者の本人意思の尊重と家族・地域支援が課題となっています。
今後の方向性	認知症初期集中支援チームによる、医療サービスや介護サービス利用などの支援、認知症の重症度に応じた助言、生活環境改善等を行うことにより、本人や家族が在宅で安心して暮らせるよう支援していきます。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

事業概要	認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、「認知症地域支援推進員」を配置し、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関などとの連携で支援します。また、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
現状と課題	認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れを示した認知症ケアパスを配布しています。現状に合わせたサービスの運営・開発の検討が必要です。
今後の方向性	認知症地域推進員を配置し、認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護のサービスが受けられるよう関係機関との連携体制構築に努めます。

③ 認知症サポーター養成講座

事業概要	一般町民、介護者及び保健・医療・福祉関係者を対象に、意識啓発活動を通じて認知症予防の必要性や対応についての理解を促し、認知症の早期発見・早期対応につなげることを目的に、事業を展開しています。また、認知症の方の対応教室や、その家族を対象とした家族交流事業にもつなげていきます。
現状と課題	嵐山町の認知症サポーターは目標数をほぼ達成しましたが、更なるサポーターの養成と養成講座を開催し活動の普及・啓発を図る「キャラバン・メイト」数の増加が課題となっています。
今後の方向性	企業や小・中・高校生向けの認知症サポーター養成講座の開催機会を増やすことで様々な世代への普及を推進し、地域における理解者の底辺拡大を図ります。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成者数(人)	72	229	200	200	200	200

④ 認知症家族支援（嵐カフェ）

事業概要	<p>認知症の人やその家族が日々の生活の中で少しでも安らぎを感じることができるよう、憩いの場、交流・相談の場など、居場所づくりに取り組みます。</p> <p>チームオレンジメンバーや認知症サポーターや認知症の人と家族の会、介護保険事業所などと協力し、地域住民への認知症の正しい理解を促す拠点になるような集いの場づくりを目指します。</p>
現状と課題	<p>開催については、広報や認知症サポーター養成講座等で周知しています。徐々に周知されてきており、認知症の人やその家族の方も参加されつつあります。</p>
今後の方向性	<p>認知症の方やその家族が社会的に孤立せず、仲間づくりや学びあいを通して社会参加ができるように、「認知症カフェ」の増設など、地域活動に参加できる居場所の確保に取り組みます。</p>

⑤ 認知症支援体制

事業概要	<p>認知症の人と家族を支援するために、医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげます。</p>
現状と課題	<p>医療、介護等と連携を取り、認知症の人と家族の支援に努めていきます。認知症の人への対応など身近に相談できるよう認知症相談窓口の設置が課題となっています。</p>
今後の方向性	<p>認知症の高齢者とその家族への取り組みとして、認知症の高齢者やその家族への心身ケアにも十分配慮した上で、ケアプランなどの作成と適正なサービスの提供体制を強化します。</p>

⑥ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

事業概要	<p>認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、チームオレンジによる認知症の人とその家族の支援ニーズへの対応や、認知症への理解の促進を図ります。</p>
現状と課題	<p>チームオレンジが主体的に活動できる場の整備を推進していきます。</p>
今後の方向性	<p>認知症の人やその家族の支援ニーズと地域住民を繋ぐチームオレンジの活動を強化し、認知症の人本人の視点を反映した取り組みを検討します。</p>

⑦ 認知症見守り

事業概要	認知症の高齢者が在宅での生活を安心して継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、認知症の高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。
現状と課題	民生委員をはじめとする関係機関、家族との連携を図り、住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう努めています。
今後の方向性	行政区や民生委員、保健推進員等の協力を得ながら、声かけ、支えあい運動を広げていきます。

⑧ 認知症早期発見・啓発事業

事業概要	嵐山町公式ホームページからパソコンや携帯電話を使い簡単に認知症チェックができる認知症簡易チェックシステムを提供し、認知症の早期発見・啓発を図ります。
現状と課題	アクセス数が多く需要があることが分かります。さらに周知を図っていきます。
今後の方向性	認知症の早期発見・啓発を図るため事業を実施していきます。

3. 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

(1) 生活支援の体制整備

地域で高齢者の在宅生活を支えるために、介護保険制度でのサービスのみならず、町や社会福祉協議会等が実施している公的な福祉サービスや、民間企業のサービス、さらに、地域の支え合いで行われているサービスなど、各実施主体の連携や情報共有と介護保険外のサービスの活用が重要となります。本町では、生活支援体制推進会議の設置や生活支援コーディネーターの配置などを行う生活支援の体制整備を実施し、各サービス実施主体の連携等を強化し、地域のニーズに沿った新たな生活支援サービスの構築や担い手の養成を行います。

① 生活支援体制整備事業

事業概要	元気な高齢者をはじめ、地域住民・ボランティア・福祉事業関係者・民間企業等多様な主体による日常生活上の支援体制の充実、強化を図り、高齢者を支える地域づくりを推進します。ボランティア主体で運営する高齢者の集いの場であるコミュニティサロンむさし嵐丸庵や、住民主体で「あったらいいな」と思う活動を話し合うことで新たな活動を創出するささえあい嵐山といった活動を実施しています。
現状と課題	第1層の協議体を設置し生活支援体制整備事業を推進しています。地域づくりには相当の時間がかかるため、地域住民一人ひとりが主体的にかかわる地域づくりを進める必要があります。
今後の方向性	ボランティア主体の活動むさし嵐丸庵の活動を支援します。月4回の定期開催の他、編み物や麻雀、バルーンアートといった特定のテーマに基づいて開催する活動日を増やす方向で進め、より広く多くの方が参加しやすい活動、仲間づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、むさし嵐丸庵以外のささえあい嵐山の活動が休止となっているので、再開できるよう支援します。

② 生活支援コーディネーター

事業概要	生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを進めます。
現状と課題	生活支援体制整備事業と同様に、地域住民へ意識的な働きかけを行い、地域が主体的にかかわる地域づくりをさらに推進する必要があります。
今後の方向性	担い手の掘り起こしや養成、地域ニーズに応じた人材のマッチングができる仕組みづくりを行います。

③ 協議体の設置

事業概要	生活支援・介護予防サービスの体制を整備するため、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体が参画して、多様な主体間の情報共有及び連携強化を図り、協働による資源の開発及び充実を推進します。
現状と課題	地域で共有できる社会資源を集めた「支え愛資源マップ」を作成し、区長をはじめ各種団体を通じて住民への情報提供を行いました。今後は、地域課題の解決や不足している資源の開発等の仕組みづくりが必要です。
今後の方向性	支え合いの地域づくりに向け、地域住民への意識の浸透を図ることで、地域の中での担い手の掘り起こしにつなげます。

(2) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を通じて、医療・介護等の多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、問題解決機能の向上を図ります。

事業概要	地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療・介護・福祉等の専門的視点を有する多職種を交え「個別課題の解決」・「地域課題の発見」・「地域づくり・資源開発」等の機能を有し、高齢者に対する支援の充実とそれを支える基盤整備を図っています。
現状と課題	個別ケースの検討を行う「個別会議」と、地域課題の検討を行う「推進会議」を開催しています。介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力を高めるとともに、個別ケースの課題分析を積み重ね、地域課題の把握や地域づくり、資源開発に結びつけています。 地域で活動する介護支援専門員のさらなる支援が課題となっています。
今後の方向性	地域ケア会議の活性化を図り、支援の充実と、それを支える社会基盤の整備に向けた取り組みを推進します。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	5	5	6	6	6	6

(3) 地域支え合い活動の推進

① 支え愛運動

事業概要	高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを目標に、普段から近隣であいさつや声を掛け合い、高齢者等を見守ることで、孤立を防ぎ不安の軽減を図るものです。
現状と課題	地域住民の協力により、あいさつの実施、小さな気づきの連絡に取り組んでいます。進捗状況は地域によって様々ですが、全町を挙げて支え愛運動を展開し、見守りネットワークの構築に努めます。
今後の方向性	行政区や民生委員、保健推進員等の協力を得ながら、支え愛運動を広めていきます。

② 支え合いマップ(災害時等要援護者台帳)

事業概要	災害時の避難や日常の見守り等で支援を必要とする方(要援護者)を把握し、町と地域で情報を共有することにより、災害時の安否確認、避難や支援を迅速に行うとともに、日常の地域における共助・支え合いの仕組みを要援護者の支援のために活かすことを目的としています。支え合いマップをベースに個別避難計画の策定を進めています。
現状と課題	町、区長、民生委員、防災会会長が台帳を管理し定期的に情報を更新しています。支援者の選定が課題になっています。個別避難計画の策定は、支援者の決定、関係者や関係機関との調整が必要なため、策定までに時間を要します。
今後の方向性	支え合いマップを活用した継続的な地域見守り活動を支援します。

③ 高齢者見守り事業

事業概要	高齢化率の上昇とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しています。このような中で、日常生活における不安を軽減し、自立した生活を継続していただくために、看護師等による定期的な家庭訪問により高齢者の見守りを実施しています。
現状と課題	民生委員をはじめとする関係機関、家族との連携を図り、介護保険サービスの利用等に結びつける事により、住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう努めています。
今後の方向性	地域と連携し、対象者を把握するとともに、孤立、体調の変化、孤独死等の防止に努めます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数(人)	94	91	92	95	95	95

④ 高齢者等見守り活動（ミマモリ）

事業概要	町と協力事業者等が連携して、町全域で高齢者等に対する見守り活動を実施することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくることを目的としています。
現状と課題	協力事業者等が日常業務及び日常生活において、高齢者等を対象として行う、声掛けや様子の確認を行っています。
今後の方向性	他の支え合い活動と同様に、協力事業者等と連携し、対象者を把握するとともに、孤立・体調の変化・孤独死等の防止に努めます。

施策1-3 高齢者の生きがいがづくり・生活支援の充実

1. 生きがいがづくり活動の支援

(1) 老人クラブ活動への支援

事業概要	老人クラブは、高齢者が日常生活の場である地域社会を基盤として活動する自主的な組織です。仲間づくりを通じた生きがいがづくりや健康づくりなどの生活を豊かにする楽しい活動をはじめ、知識や経験を活かし、若い世代と協力しながら、地域を豊かにする社会活動や子どもたちの登下校時の安全を見守る防犯活動など、地域社会の一員として明るい長寿社会づくりのための活動をしています。
現状と課題	老人クラブ会員は年々減少しており、会員の高齢化も進んでいますが、各種行事等の活動は継続して実施しており、会員の生きがい、社会参加、介護予防等に成果を上げています。
今後の方向性	高齢者の生きがい活動が継続できるように、今後も社会福祉協議会等との連携の下で活動を支援していきます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数（件）	15	13	13	13	13	13
会員数（人）	459	388	349	350	350	350

(2) シルバー人材センターへの活動支援

事業概要	<p>シルバー人材センターは、豊かな経験や能力を持った働く意欲のある高齢者の就労支援などを目的とした公益社団法人です。高齢者が働くことを通じて健康維持と生きがいの充実や生活の安定を図り、また、長年培ってきた技術や技能を活かし、地域で能力を十分発揮することができるよう活動しています。町ではその活動を財政支援しています。</p>
現状と課題	<p>町では運営費補助金を通して、シルバー人材センターの活動を支援しています。シルバー人材センターは当該補助金を活用して、地域に貢献する事業を実施し、高齢者の生きがい活動の場として成果をあげています。しかしながら、定年年齢の引上げ等労働環境の変化やコロナ禍の影響もあり、シルバー人材センターでは会員数の減少が続いています。会員拡大への取組や多様なニーズに対応した高齢者の就業機会を提供していくことが引き続き求められています。</p>
今後の方向性	<p>働く意欲のある高齢者への就業支援、高齢者の福祉の増進及び地域社会の健全な発展を目標とするシルバー人材センターの活動を、継続して支援していきます。</p>

		実績値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数(人)	男性	200	180	162
	女性	58	49	46
	合計	258	229	208
受託件数(件)	公共	67	62	60
	民間	173	176	130
	個人	726	717	643
	合計	966	955	833
就業のべ人数(人)		25,638	25,390	24,416
事業費(千円)		149,932	149,320	146,256
就業率(%)		88.0	94.3	94.2

※派遣を含む

(3) 生涯スポーツの推進

事業概要	高齢者の健康、体力の維持・増進と社会的交流を図るため、ひとり1スポーツの取り組みとして、ヘルシースポーツフェスティバルを開催し、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会及びランランマーチ等を実施するほか、各大会等を支援しています。
現状と課題	高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう、それぞれの体力や運動能力に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを継続的に進めていく必要があります。
今後の方向性	今後も高齢者の多様なニーズに応じた新たな種目の導入を図ります。

	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ヘルシースポーツフェスティバル [ランランマーチ、マレットゴルフ大会、ペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会(回)]	0	0	1
グラウンドゴルフ大会(回)	0	0	4
文化財めぐり(回) ウォーキング	0	0	1
フロアカーリング教室(回)	0	0	1
ゴルフ大会(回)	0	3	5

(4) ボランティア活動の支援

事業概要	住民主体のまちづくりを推進するため、ボランティア団体や個人ボランティアの登録を促し、活動を支援します。
現状と課題	町や地域で行われるボランティア活動を通じて、リーダーシップのある人材の発掘・確保や主体性のある活動ができるよう支援に努めます。
今後の方向性	高齢者のボランティア活動は、自らの生きがいづくりだけでなく、介護予防にも効果があり、積極的な参加や活動が図れるよう、社会福祉協議会と連携して活動を支援していきます。

2. 生活支援サービスの充実

(1) 高齢者外出支援事業

事業概要	高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、運転免許証を有しない70歳以上の方を対象に、タクシー料金の一部を助成します。
現状と課題	平成23年7月から開始し、制度の見直しを行いながら実施しています。平成29年度より制度の持続可能性や利用者間の公平性の観点から運賃に応じた助成へ内容を変更しました。令和元年度から対象年齢を65歳に引き下げました。令和2年度から障害者福祉タクシーと高齢者外出支援タクシーのどちらかを選択できるようにしました。令和3年度から利用券1枚を500円の定額制にし、さらに対象年齢を1歳ずつ引き上げています。申請率は、令和3年度末が45.0%、令和4年度末が52.8%となり、初めて半数を超えました。
今後の方向性	令和3年度より複数枚の利用を可能としました。より利用しやすい制度になったため、利用枚数が大幅に増えました。利用対象年齢を令和3年度より毎年引き上げ、令和7年度以降は70歳以上とします。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請者数(人)	863	969	1,071	1,150	1,180	1,210

(2) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業概要	運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者の運転による交通事故防止を図るため、運転免許証自主返納を支援する制度です。運転免許証を自主返納した70歳以上の方を対象にタクシー料金の一部を助成します。
現状と課題	平成29年1月から開始した事業です。返納手続きに行った警察署からの声掛けで申請するケースも多く、連携が図れています。さらに本制度を利用していただけるよう広報等で周知を図ります。
今後の方向性	運転免許証の自主返納を後押しすることで、高齢者の交通事故防止の促進を図ります。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請者数(人)	37	48	75	80	90	100

(3) 訪問理美容サービス

事業概要	訪問理美容サービス店として登録している事業者が、外出が困難な高齢者の自宅に訪問して理美容サービスを提供する事業です。
現状と課題	利用者が増加しない状況が続いており、制度の周知を図る必要があります。
今後の方向性	対象者の保健衛生の向上及び心身のリフレッシュを図るために有益なサービスと考え、制度の周知を更に図ります。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	5	6	6	7	7	8

(4) ショートステイ（在宅高齢者短期入所事業）

事業概要	<p>特別養護老人ホーム等において、介護保険制度における要介護認定で非該当と認定された高齢者等に対して、必要に応じ家族に代わって一時的に養護します。</p> <p>また、基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者などに対し、生活習慣の指導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を予防することを目的とします。</p>
現状と課題	<p>ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴って、支援を要する対象者の増加が見込まれます。</p>
今後の方向性	<p>状況に応じて、必要な生活習慣の指導・支援及び緊急時の一時保護を行っていきます。</p>

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	0	1	0	1	1	1

3. 多様なサービスの推進

(1) 社会福祉協議会による高齢者支援事業

事業概要	<p>嵐山町社会福祉協議会では、会費や町の補助金等をもとに、ボランティアの方々の協力を得ながら、次のような在宅福祉事業や高齢者福祉事業を実施しています。また、経済的自立を目的とした生活福祉資金貸付事業や、認知症高齢者や障害者の不安解消を目的とした福祉サービス利用援助事業も実施しています。</p>
------	--

■在宅福祉事業

No.	事業名	事業内容
1	愛情弁当サービス事業	75歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、重度身体障害者等の方々に、ボランティア団体、民生委員・児童委員の協力で手作りのお弁当をお届けするとともに、安否の確認、健康状態の把握などの見守り活動を行っています。
2	車イス・用具等貸出し事業	高齢者、身体障害者等に車イス等を無料で貸出しています。
3	紙おむつの支給事業	介護者及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、在宅寝たきり高齢者等（要介護3以上）に1か月4,000円分の紙おむつを支給しています。
4	在宅高齢者活性化推進事業	地域で実施する65歳以上の在宅高齢者を対象とした敬老会や交流会などの地域活性化推進事業に対して、補助金を交付しています。
5	生活福祉資金貸付事業	生活等に困難を抱える世帯を対象に、その世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、資金の貸付を行っています。
6	福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)	認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方などで、ひとりで生活していくには不安がある方が、安心した生活を送れるように、定期的に訪問し、金銭管理等の支援をします。
7	成年後見制度事業 (法人後見事業)	判断能力が不十分になった認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方などで、ひとりで決めることに不安や心配のある方が、いろいろな契約や手続きをする際の支援を、社会福祉協議会が法人として後見人等となって行います。
8	おたすけサービス事業	地域の協力会員が、高齢者等（利用会員）に家事などの手助けを低額な料金で行っています。

■高齢者福祉事業

No.	事業名	事業内容
1	暑中見舞い事業	在宅寝たきり者（60歳以上で3か月以上寝たきり者）及びひとり暮らし高齢者（80歳以上で町内に子どもがいない方）に安否確認を目的に清涼飲料の配付を行います。
2	高齢者慰問	町内に在住の満88歳以上の方（施設入所者は除く）に長寿のお祝いの品を届けます。
3	100歳の祝い	町内に在住の満100歳に達した方の健康と長寿をお祝いします。
4	金婚・ダイヤモンド婚の祝い	町内に在住の結婚50周年、60周年を迎えたご夫婦をお祝いします。

■高齢者の生きがいくりと健康づくり事業

No.	事業名	事業内容
1	高齢者コミュニティー事業	町民自らの「健康寿命」を意識づけ、啓発し、介護予防につなげていくために、地域の方々の健康づくりを目的に「朝の体操」を週3回（月・水・金）実施しています。また、コミュニティールームを開放しており、地域の方に自由に使用いただけます。
2	地域住民グループ支援事業（うきうきサロン）	在宅の高齢者や障害者等の閉じこもりを防止し、地域の連帯の輪を育もうとする地域支援者（ボランティア団体等）が中心となって、地域の集会所等で行う交流会などを支援します。
3	ふれあいサロン「なごみ」	介護予防・仲間づくり、孤立や引きこもり防止、悩み相談等、顔の見える関係や助け合いの絆づくりを目的に楽しめる運動やお茶飲み会を開催しています。
4	生活支援体制整備事業	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行います。担い手の掘り起こしや養成、地域ニーズに応じた人材のマッチングができる仕組みづくりを行います</p> <p><コミュニティーサロンむさし嵐丸庵></p> <p>ボランティアが運営主体となって、一軒家を使った高齢者の集いの場づくりを行います。定期的な開催に加え、趣味活動の日も設け、広く地域の方が参加しやすい活動、仲間づくりを行います。</p> <p><ささえあい嵐山></p> <p>地域に「あったらいいな」と思う活動を話し合ったり、実践に向けて活動したり、新たな活動創出に向けて座談会等を行います。</p> <p><高齢者生活支援サポーター養成講座></p> <p>地域で生活する高齢者の生活を支える担い手を育成します。</p>

（２）住まいの安定確保

① 養護老人ホーム

事業概要	身体、精神もしくは環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を入所させる施設です。
現状と課題	養護老人ホームは、現在、町内に設置されていません。また、平成16年度以降は、入所措置も行っていない。
今後の方向性	ひとり暮らしの高齢者が年々増加しており、今後、対象となり得る高齢者の割合は高くなる傾向にあると思われます。養護老人ホームの設置主体は地方公共団体または社会福祉法人ですが、本町では今後も必要に応じて、措置決定に基づく既存施設への入所を行います。また、計画期間内での整備は想定していません。

② 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）

事業概要	自立した日常生活を営むことが不安であると認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方を、無料または低額な料金で入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談・援助などを提供することにより、安心して生活できるようにする施設です。
現状と課題	軽費老人ホーム（ケアハウス・経過的軽費老人ホーム（A型・B型）を含む）は、現在、町内には設置されていません。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

③ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

事業概要	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供する施設です。
現状と課題	現在、町内には設置されていません。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

④ 老人福祉センター

事業概要	高齢者に対する生活相談等、教養講座やレクリエーションなどを行い、無料または低額な料金で提供する施設です。
現状と課題	現在、町内には設置されていません。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅

事業概要	「安否確認」や「生活相談」の提供が必須とされ、一般的な賃貸住宅に近い自立的な生活を送ることができる住宅です。介護等のサービスは、住宅の運営主体や外部の事業者と別に契約を結ぶことで提供されます。また、住宅の運営主体は、株式会社等の民間事業者が多くを占めています。
現状と課題	現在、町内に1施設設置されています。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

⑥ 有料老人ホーム

事業概要	住まいと食事や生活支援のサービスが一体となっている住宅です。
現状と課題	現在、町内に5施設設置されています。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

第2章 介護保険事業の推進（第9期介護保険事業計画）

施策2-1 サービス提供体制の確保と質の向上

1. 地域包括支援センターの運営

（1）地域包括支援センターの運営

① 地域包括支援センター運営協議会

事業概要	地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議することにより、適切な運営、公正・中立性の確保、その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために設置しています。
現状と課題	年2回会議を開催しています。地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進していくなかで、効果的な運営が行われるために、地域包括支援センターの運営・活動状況を適切に点検・評価を行うことが重要です。
今後の方向性	定期的に会議を開催し、運営・活動状況の評価・点検を行い、センター運営の充実を図ります。また、地域包括ケアにおける地域課題の解決に向けた検討、政策形成への提言を行い、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

（2）地域包括支援センターの機能強化

介護保険制度の改正では、地域支援事業を充実し、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業を位置づけ、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みをさらに推進します。

これに併せて、市町村機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

① ケアマネジャー（介護支援専門員）相談支援

事業概要	地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関する個別相談を行うとともに、支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関連機関との連携の下で具体的な支援方法を検討します。
現状と課題	介護支援専門員が所属する組織内では対処ができない支援困難なケースに対し、介護支援専門員や介護保険事業所の職員が安心して対応できるよう、地域の関係機関や様々な職種と協働したケア体制の構築や、地域における介護支援専門員のネットワークの構築が必要です。
今後の方向性	相談しやすい体制づくりに努め、支援チーム連携の下、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう支援します。

② 介護予防支援

事業概要	要支援者のうち介護予防給付の利用者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。
現状と課題	状態の維持改善を図り、自立した生活を継続できるよう、本人ができることはできる限り本人が行うよう支援することが重要です。
今後の方向性	予防給付・多様なサービスを包括的に提供することにより、地域とのつながりを維持しながら、生きがいを持って生活できるよう支援します。

③ 緊急通報システム事業

事業概要	常に注意を要する独居の高齢者宅に、緊急時にボタンを押すと消防本部へ通報できる機器を設置することで、日々の不安を軽減し、緊急時の迅速な対応を図ることを目的とします。
現状と課題	利用者の不安軽減になっていますが、緊急性のある疾患を持つ高齢者に限られています。
今後の方向性	定期的に機器の点検を行い、緊急時に適切に通報ができるよう努めます。

	実績値			目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	57	51	45	45	45	45

2. サービスの質の向上

(1) 介護給付の適正化

事業概要	<p>介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高め、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。</p> <p>第8期の主要5事業の取組から、第9期は主要3事業の取組へと再編されました。介護給付の適正化に向けて、国保連合会のデータを活用するなど、効果的・効率的に点検を行うよう努めます。また、取組状況については公表します。</p> <p>なお、具体的な取り組みは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定の適正化 ② ケアプランの点検 ③ 縦覧点検・医療情報との突合
------	--

	項目	目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化	点検件数	全件	全件	全件
ケアプランの点検	点検頻度	年10回	年10回	年10回
縦覧点検・医療情報との突合	点検回数	月1回	月1回	月1回

(2) 介護保険運営協議会の設置

事業概要	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、地方自治法の規定に基づき、委員10人をもって組織・設置され、町長の諮問に応じて介護保険事業計画の策定及び変更、介護保険施策に関する重要事項を審議します。
------	--

(3) 地域密着型サービス運営委員会の設置

事業概要	介護保険法の規定に基づく必要な措置を講じ、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保します。 嵐山町介護保険条例の規定により任命された嵐山町介護保険運営協議会委員をもって組織され、地域密着型サービス等の事業者の指定や従事者の基準等を審議します。
------	---

(4) 介護に関する相談窓口の設置及び周知

事業概要	働きながら介護をしている家庭に対して、相談窓口の周知を行います。 相談に訪れた方に対して、介護と仕事の両立ができるよう、的確なアドバイスを行うようにします。
------	---

3. 情報提供と苦情対応

(1) 介護サービス、生活支援・介護予防サービスなどの情報提供

事業概要	各種サービスの利用者やその家族が、サービス提供事業所などを適切に選択することができるよう、情報を発信していきます。
現状と課題	広報紙やパンフレット等により広く情報発信するとともに、役場窓口及び地域包括支援センターにおいて、利用者の状況に応じた情報を提供しています。
今後の方向性	介護サービスや保健福祉サービスと一体的に、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの情報を集約し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために有益な情報を提供していきます。

(2) 苦情・相談対応

事業概要	高齢者が保健福祉サービスや介護保険を利用するための支援や情報提供、様々な疑問や要介護認定に対する不満・制度運営上の苦情等の総合的な対応を行い、高齢者の権利擁護に配慮した取り組みを推進するよう努めます。
------	--

4. 福祉・介護人材の確保・育成支援

人材育成のための情報発信

事業概要	<p>介護保険制度が住民のニーズに応えるよう十分機能するためには、福祉・介護サービスを担う人材の確保が重要です。福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知され、拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を確保できるよう、必要な情報を提供します。また、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や資質の向上を図るため、県と連携しながら人材の育成を図ります。</p>
今後の方向性	<p>介護支援専門員・介護支援従事者等の資質の向上を図り、居宅サービスそのものの質の向上を図るために、町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員・介護支援従事者等が業務を行うために必要な情報の伝達、ケアマネジメント能力の向上に役立つ研修会情報を提供していくとともに、情報公表制度を活用して介護従事者に関する情報の公表の推進に努めます。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの支え手となるボランティア、NPO、認知症サポーター等の育成に取り組みます。</p>

施策2-2 事業の円滑な運営の維持

1. 介護保険事業の推進

(1) 居宅サービス

居宅介護等サービスの第8期計画の利用実績及び第9期計画のサービス見込量は次のとおりです。

利用の見込みに当たっては、地域間の移動や地域特性等を踏まえつつ、在宅介護の継続に向けて、過去の実績の傾向を考慮しつつ、サービスの利用者数を設定しました。

①介護予防支援・居宅介護支援

要介護者等の在宅サービスの適切な利用が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、その他のサービス提供を行います。

また、要介護者が介護保険施設に入所する場合に、介護保険施設への紹介その他のサービス提供を行います。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	47	52	62	64	67	68	73
	前年比		110.6	119.2	103.2	104.7	101.5	107.4
介護給付	人数	423	419	402	380	393	408	441
	前年比		99.1	95.9	94.5	103.4	103.8	108.1

②訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

平成 28 年度より、予防給付は総合事業に移行しました。

(人/月、%)

		第 8 期 (実績値)			第 9 期 (目標値)			第 11 期
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
介護給付	人数	110	112	119	124	129	133	145
	前年比		101.8	106.3	104.2	104.0	103.1	109.0

③訪問入浴介護

寝たきり状態などにより家庭での入浴が困難な方に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

(人/月、%)

		第 8 期 (実績値)			第 9 期 (目標値)			第 11 期
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		-	-	-	-	-	-
介護給付	人数	12	13	18	20	21	23	22
	前年比		108.3	138.5	111.1	105.0	109.5	95.7

④訪問看護

看護師等が居宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

(人/月、%)

		第 8 期 (実績値)			第 9 期 (目標値)			第 11 期
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
予防給付	人数	5	7	10	10	11	12	12
	前年比		140.0	142.9	100.0	110.0	109.1	100.0
介護給付	人数	58	64	65	68	70	72	78
	前年比		110.3	101.6	104.6	102.9	102.9	108.3

⑤訪問リハビリテーション

脳血管障害等によって手足に麻痺があったり、不自由になっている方等に対して、病院、診療所、介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います

(人/月、%)

		第 8 期 (実績値)			第 9 期 (目標値)			第 11 期
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
予防給付	人数	0	1	0	1	1	1	1
	前年比		-	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0
介護給付	人数	9	9	7	4	4	5	5
	前年比		100.0	77.8	57.1	100.0	125.0	100.0

⑥通所介護

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や必要な介護・機能訓練を行います。

平成28年度より、予防給付は総合事業に移行しました。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	人数	155	157	153	155	161	165	181
	前年比		101.3	97.5	101.3	103.9	102.5	109.7

⑦通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通所して受けるサービスで、身体機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	6	4	9	6	6	7	7
	前年比		66.7	225.0	66.7	100.0	116.7	100.0
介護給付	人数	81	89	88	90	93	96	105
	前年比		109.9	98.9	102.3	103.3	103.2	109.4

⑧居宅療養管理指導

寝たきりの人など、通院等が困難な要介護等高齢者に対して、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師が居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	2	3	3	2	2	2	3
	前年比		150.0	100.0	66.7	100.0	100.0	150.0
介護給付	人数	79	85	92	88	90	95	99
	前年比		107.6	108.2	95.7	102.3	105.6	104.2

⑨短期入所生活介護

老人短期入所施設等に短期間入所し、食事、入浴、排泄等の介護及び機能訓練を行います。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		-	-	-	-	-	-
介護給付	人数	26	24	36	36	37	41	42
	前年比		92.3	150.0	100.0	102.8	110.8	102.4

⑩短期入所療養介護（老健、病院等）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療を行います。

(人/月、%)

		第8期（実績値）			第9期（目標値）			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		-	-	-	-	-	-
介護給付	人数	17	14	18	24	25	25	28
	前年比		82.4	128.6	133.3	104.2	100.0	112.0

⑪特定施設入居者生活介護

特定施設に入所している人が、施設内で入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等や機能訓練を受けるサービスです。利用者が抱えている問題点や自立支援のための課題を把握し、サービスの目標と達成時期、内容、提供上の留意事項等を内容とした計画に基づき、サービスの提供が行われます。

(人/月、%)

		第8期（実績値）			第9期（目標値）			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	3	2	2	2	2	2	3
	前年比		66.7	100.0	100.0	100.0	100.0	150.0
介護給付	人数	47	52	65	75	75	75	81
	前年比		110.6	125.0	115.4	100.0	100.0	108.0

⑫福祉用具貸与

日常生活上の自立を助けるため、福祉用具の貸出を行います。対象となる用具は、歩行器、車いす、特殊寝台、マットレス等となります。

(人/月、%)

		第8期（実績値）			第9期（目標値）			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	39	42	48	47	50	50	55
	前年比		107.7	114.3	97.9	106.4	100.0	110.0
介護給付	人数	274	276	279	287	299	307	324
	前年比		100.7	101.1	102.9	104.2	102.7	105.5

⑬特定福祉用具販売

介護認定者に対し、福祉用具のうち、貸与に適さない入浴や排泄のための用具の購入費用を支給するサービスです。

(人/月、%)

		第8期（実績値）			第9期（目標値）			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	1	1	0	0	0	0	0
	前年比		100.0	-	-	-	-	-
介護給付	人数	6	6	5	5	5	5	7
	前年比		100.0	83.3	100.0	100.0	100.0	140.0

⑭住宅改修

要介護等高齢者が、手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換などの改修を行ったときに、改修費用の一部を支給するサービスです。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	1	1	2	2	2	2	2
	前年比		100.0	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0
介護給付	人数	5	4	3	3	3	3	3
	前年比		80.0	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 地域密着型介護サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。このサービスは、嵐山町がサービス事業者を指定し、原則として嵐山町民のみが利用できるものです。

また、様々な理由で町民が他の市区町村にある事業所の利用を希望する場合がありますが、この場合、当該市区町村の同意を得て、嵐山町が当該事業所の指定をした上で利用することになります。

地域密着型サービスの種類は、

- ① 夜間対応型訪問介護
- ② 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ③ 小規模多機能型居宅介護
- ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 地域密着型通所介護

の9種類です。このうち③から⑧のサービスについては、24時間体制で利用できるサービスとなっています。

本町において利用を見込む地域密着型サービスは、「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「地域密着型通所介護」の5サービスです。

利用の見込みに当たっては、地域間の移動や地域特性等を踏まえつつ、在宅介護の継続に向けて、過去の実績の傾向を考慮しつつ、サービスの利用者数を設定しました。

①認知症対応型通所介護

認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、通所により入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等のサービスを提供します。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		-	-	-	-	-	-
介護給付	人数	0	1	0	0	0	0	0
	前年比		-	0.0	-	-	-	-

②小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まる」を組み合わせてサービス提供し、居宅における生活の継続を支援します。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		-	-	-	-	-	-
介護給付	人数	3	2	1	2	2	4	4
	前年比		66.7	50.0	200.0	100.0	200.0	100.0

③認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、共同生活住居において家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を行い、能力に応じて自立した日常生活が営めるようにします。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		-	-	-	-	-	-
介護給付	人数	22	20	22	24	24	26	29
	前年比		90.9	110.0	109.1	100.0	108.3	111.5

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	人数	3	4	2	3	3	3	3
	前年比		133.3	50.0	150.0	100.0	100.0	100.0

⑤地域密着型通所介護

利用定員が18名以下の小規模なデイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や必要な介護・機能訓練を行います。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	人数	40	33	31	30	30	33	36
	前年比		82.5	93.9	96.8	100.0	110.0	109.1

(3) 施設サービス

施設サービスの利用見込みは次のとおりです。利用見込みに当たっては、認定者数の増加、実績の推移、サービスの利用意向等を勘案しています。

①介護老人福祉施設

特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。原則として新規に入所できるのは、要介護3以上の方となります。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	人数	130	122	126	133	133	133	152
	前年比		93.8	103.3	105.6	100.0	100.0	114.3

②介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練を行います。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	人数	37	34	36	42	42	43	40
	前年比		91.9	105.9	116.7	100.0	102.4	93.0

③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。

なお、介護療養型医療施設が介護医療院に移行するため、令和5年度末までの設置期限となっています。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	人数	0	0	0				
	前年比		-	-				

④介護医療院

要介護者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として、平成30年度から新たに創設されました。

(人/月、%)

		第8期(実績値)			第9期(目標値)			第11期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		-	-	-	-	-	-

⑤施設整備の目標

第9期計画では、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を整備します。

町内の介護保険サービスの種類別事業所の整備目標

サービスの種類		施設数	定員(人)
居宅サービス			
通所介護		3(0)	75(0)
通所リハビリテーション		0(0)	0(0)
短期入所生活介護		2(0)	16(0)
短期入所療養介護		0(-)	0(-)
施設サービス			
介護老人福祉施設		2(0)	168(0)
介護老人保健施設		0(-)	0(-)
介護療養型医療施設		0(-)	0(-)
介護医療院		0(-)	0(-)
地域密着型サービス			
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		1(0)	18(0)
小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護		1(1)	18(18)
地域密着型通所介護		4(0)	52(0)

※()は増加数

2. 総合事業の利用者推計

町では平成 28 年 4 月から総合事業を開始したことに伴い、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、介護予防支援を介護予防・生活支援サービス事業として実施しています。

なお、訪問型サービス A（緩和型サービス）及び通所型サービス A（緩和型サービス）は同年 10 月よりサービスを開始しました。

(1) 第 1 号訪問事業

ホームヘルパー等が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

	第 8 期（実績値）			第 9 期（目標値）			第 11 期
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
基準型訪問介護（訪問介護相当サービス）利用者数(人/月)	9	12	12	11	11	11	11
訪問型サービス A（緩和型サービス）利用者数(人/月)	13	18	15	15	15	15	15

(2) 第 1 号通所事業

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や必要な介護・機能訓練を行います。

	第 8 期（実績値）			第 9 期（目標値）			第 11 期
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
基準型通所介護（通所介護相当サービス）利用者数(人/月)	8	8	8	8	8	8	8
通所型サービス A（緩和型サービス）利用者数(人/月)	26	32	35	31	31	31	31

3. 低所得者等に対する利用者負担額の軽減

(1) 低所得者対策

低所得者等の負担を軽減するため、以下の支援を行います。

①介護保険利用料助成

介護保険サービスを利用している低所得の方の経済的な負担を軽減するために、町独自のサービスとして介護保険サービス利用料の一部を助成します。

②高額介護サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、1か月の利用者負担を合算（同じ世帯内複数の利用者がある場合は世帯合算）して、所得に応じ設定される上限額を超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

③高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険や医療保険には、世帯負担額に上限が設けられています。同じ世帯で医療費、介護サービス費の両方の負担が高額になると負担が重くなるため、介護・医療を合算した世帯負担額の年額上限額を超えた分が、高額医療合算介護サービス費として支給されます。

④特定入所者介護サービス費の支給

施設サービスや短期入所サービスは、食費・居住費の全額を利用者が負担することになっていますが、利用者が住民税世帯非課税等の低所得者の場合には、過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設けており、この負担限度額を超えた分が介護保険から給付されます。

⑤社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の運営改善

低所得で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とした、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」があります。

4. 介護保険給付費と保険料の算定

(1) 給付実績

令和3・4年度の介護給付費の計画値と実績値は下表のとおりです。

介護給付費(予防給付費を含む)の計画と実績値

(千円)

	令和3年度		令和4年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス	554,367	554,686	578,892	569,131
訪問介護	48,816	57,276	48,966	63,295
訪問入浴介護	11,208	11,057	12,311	11,033
訪問看護	26,283	29,979	27,209	34,625
訪問リハビリテーション	6,299	3,133	6,672	3,314
居宅療養管理指導	11,368	11,986	11,860	13,987
通所介護	160,318	140,908	165,230	137,796
通所リハビリテーション	47,358	60,853	49,831	63,285
短期入所生活介護	59,103	50,150	61,001	33,487
短期入所療養介護(老健)	12,166	28,633	12,173	24,766
福祉用具貸与	46,455	50,220	48,065	51,889
特定福祉用具販売	2,470	1,989	2,470	1,753
住宅改修	6,424	6,564	6,424	5,982
特定施設入居者生活介護	116,099	101,938	126,680	123,919
地域密着型サービス	157,070	140,941	178,673	121,732
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,684	6,804	1,685	6,393
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	78,523	62,754	83,294	49,710
認知症対応型通所介護	0	0	0	320
小規模多機能型居宅介護	5,048	5,033	15,710	3,446
認知症対応型共同生活介護	71,815	66,349	77,984	61,864
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス	572,878	584,463	586,670	559,607
介護老人福祉施設	375,897	375,877	387,469	361,540
介護老人保健施設	126,430	128,399	126,500	120,098
介護医療院	0	1,791	0	0
介護療養型医療施設	0	485	0	0
介護予防支援・居宅介護支援	70,551	77,911	72,701	77,969
介護給付費計	1,284,315	1,280,090	1,344,235	1,250,470

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※資料: 国の地域包括ケア「見える化」システム(総括表)より作成

(2) 給付計画

①介護予防給付費の見込み

第9期計画期間における介護予防給付費の見込みは以下のとおりです。

■予防給付費の見込み

(千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 介護予防サービス	20,954	22,211	23,090	24,533
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	7,456	8,391	8,721	8,721
介護予防訪問リハビリテーション	244	245	245	245
介護予防居宅療養管理指導	320	320	320	480
介護予防通所リハビリテーション	3,245	3,245	3,785	3,785
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,054	5,368	5,368	5,916
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0
介護予防住宅改修	3,121	3,121	3,121	3,121
介護予防特定施設入居者生活介護	1,469	1,471	1,471	2,206
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,366	3,529	3,581	3,844
予防給付費（計）	24,320	25,740	26,671	28,377

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより。四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

②介護給付費の見込み

第9期計画期間における介護給付費の見込みは以下のとおりです。

■介護給付費の見込み

(千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 居宅サービス	671,378	690,744	713,372	931,508
訪問介護	53,065	54,866	58,108	61,796
訪問入浴介護	16,385	17,169	18,913	18,150
訪問看護	39,634	41,100	42,166	45,417
訪問リハビリテーション	2,166	2,168	2,609	2,609
居宅療養管理指導	15,157	15,526	16,438	187,527
通所介護	160,865	168,080	173,358	184,683
通所リハビリテーション	65,504	67,796	70,861	77,023
短期入所生活介護	44,789	46,159	51,221	51,381
短期入所療養介護(老健)	32,343	33,588	33,588	37,672
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	53,305	55,895	57,713	60,561
特定福祉用具販売	1,676	1,676	1,676	2,334
住宅改修	3,209	3,209	3,209	3,209
特定施設入居者生活介護	183,280	183,512	183,512	199,146
(2) 地域密着型サービス	131,573	131,739	147,019	160,031
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,511	6,519	6,519	6,519
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	44,977	45,034	49,642	53,315
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	4,207	4,212	8,424	8,424
認知症対応型共同生活介護	75,878	75,974	82,434	91,773
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス	567,095	567,812	571,283	618,845
介護老人福祉施設	415,452	415,978	415,978	474,585
介護老人保健施設	151,643	151,834	155,305	144,260
介護医療院	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	72,557	75,263	78,280	84,251
介護給付費(計)	1,442,603	1,465,558	1,509,954	1,626,967

※資料: 国の地域包括ケア「見える化」システムより。四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

■総給付費の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
総給付費	1,466,923	1,491,298	1,536,625	1,655,344
予防給付費	24,320	25,740	26,671	28,377
介護給付費	1,442,603	1,465,558	1,509,954	1,626,967

※資料: 国の地域包括ケア「見える化」システムより。四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

③標準給付費及び地域支援事業費の見込み

第9期計画期間における介護保険サービス事業費及び地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。地域支援事業費の内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費・任意事業費の合計で、過去の実績の伸びを考慮して、将来の事業費を推計しています。

■標準給付費の見込み

(円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費 (財政影響額調整後)	1,469,066,980	1,493,441,980	1,538,768,980	4,501,277,940
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	39,055,656	40,394,675	41,456,694	120,907,025
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	31,413,042	32,495,934	33,350,287	97,259,263
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,513,327	4,662,166	4,784,740	13,960,233
算定対象審査支払手数料	925,680	956,200	981,360	2,863,240
標準給付費見込額	1,544,974,685	1,571,950,955	1,619,342,061	4,736,267,701

※資料: 国の地域包括ケア「見える化」システムより。

■地域支援事業費の見込み

(円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費 (計)	29,869,623	29,869,623	29,869,623	89,608,869
介護予防・日常生活支援総合事業費	21,489,551	21,489,551	21,489,551	64,468,653
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業	4,147,723	4,147,723	4,147,723	12,443,169
包括的支援事業費 (社会保障充実分)	4,232,349	4,232,349	4,232,349	12,697,047

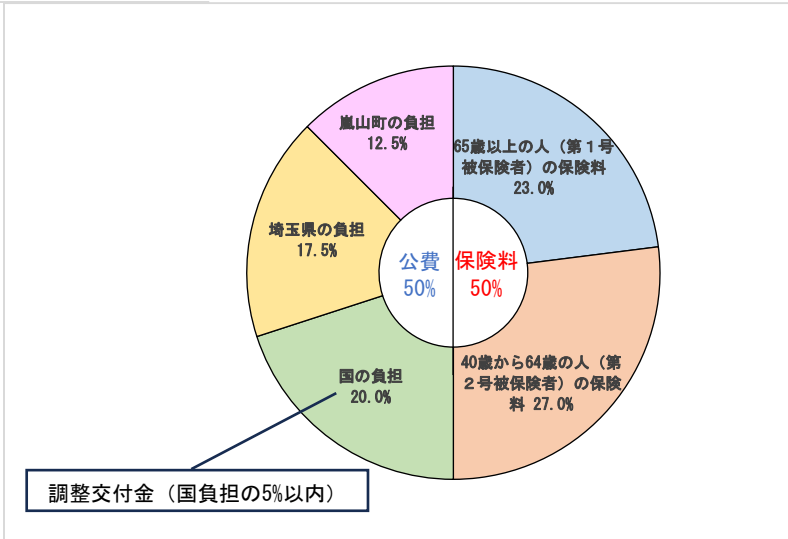
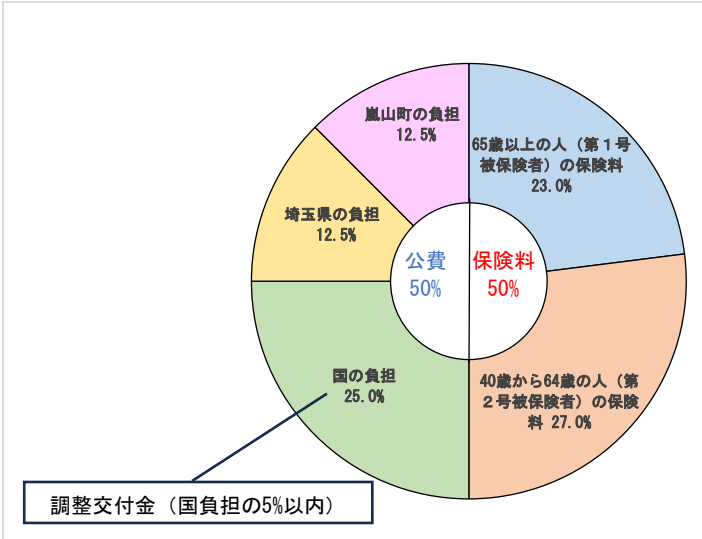
※資料: 国の地域包括ケア「見える化」システムより。

(3) 保険料の算定

各事業の財源構成は下図のとおりです。「保険給付にかかる費用」と地域支援事業の「介護予防事業にかかる費用」及び「包括的支援事業・任意事業にかかる費用」とでは、第2号保険料や調整交付金の有無が異なります。

■ 保険給付（居宅分）にかかる費用

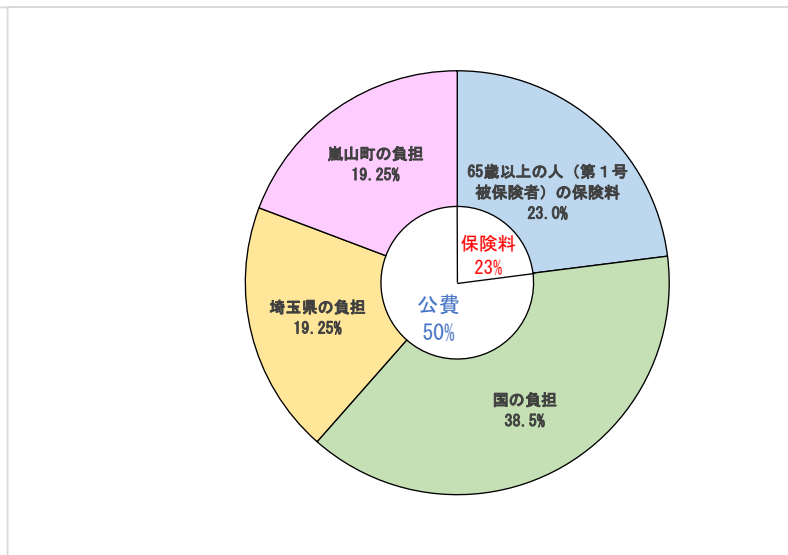
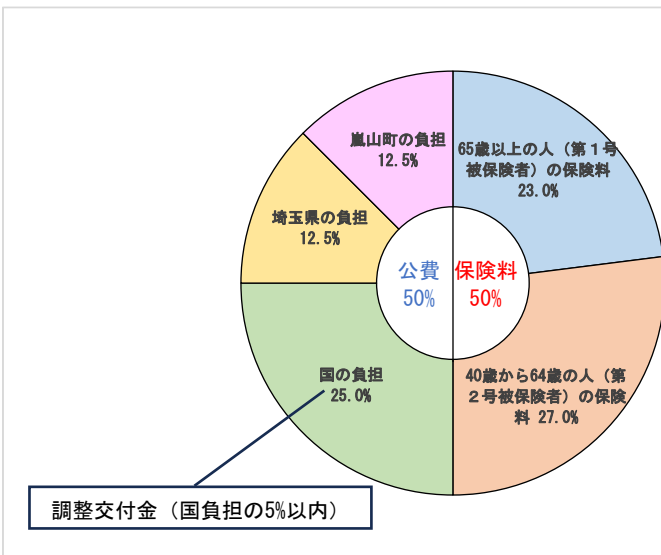
■ 保険給付（施設分）にかかる費用



■ 地域支援事業

○ 介護予防・日常生活支援総合事業

○ 包括的支援事業・任意事業に係る費用



■ 第9期計画の保険料収納必要額

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	人	5,994	6,023	6,017	18,034
前期(65～74歳)	人	2,613	2,496	2,433	7,542
後期(75歳以上)	人	3,381	3,527	3,584	10,492
所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	6,278	6,308	6,301	18,887
標準給付費見込額	円	1,544,974,685	1,571,950,955	1,619,342,061	4,736,267,701
地域支援事業費	円	29,869,623	29,869,623	29,869,623	89,608,869
第1号被保険者負担分相当額	円	362,214,191	368,418,733	379,318,687	1,109,951,611
調整交付金相当額	円	78,323,212	79,672,025	82,041,581	240,036,818
調整交付金見込交付割合	%	1.12%	1.51%	1.95%	
後期高齢者加入割合補正係数	—	1.11	1.10	1.08	
所得段階別加入割合補正係数	—	1.05	1.05	1.05	
調整交付金見込額	円	17,544,000	24,061,000	31,996,000	73,601,000
財政安定化基金拠出金見込額	円	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金拠出率	%	0	0	0	
財政安定化基金拠出金償還金	円	0	0	0	0
準備基金の残高(令和5年度見込)	円				155,932,630
準備基金取崩額	円				75,000,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	円				16,800,000
市町村特別給付費等	円	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	円	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業交付額	円				0
保険料収納必要額	円				1,184,587,429
予定保険料収納率	%				98.5%
保険料の基準額					
年額	円				63,600
月額	円				5,300

※資料:国の地域包括ケア「見える化」システムより。

■ 第1号被保険者の介護保険料に関する段階区分

※基準額に対する割合の()内は軽減後の最終乗率

区分			基準額に対する割合	第9期保険料		
				年額	月額	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.455 (0.285)	28,930円 (18,120円)	2,410.8円 (1,510円)
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 ×0.685 (0.485)	43,560円 (30,840円)	3,630円 (2,570円)
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.690 (0.685)	43,880円 (43,560円)	3,656.7円 (3,630円)
第4段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.900	57,240円	4,770円
第5段階 (基準)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.00	63,600円	5,300円
第6段階	本人が住民税課税		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	76,320円	6,360円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の方	基準額 ×1.30	82,680円	6,890円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の方	基準額 ×1.50	95,400円	7,950円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上で420万円未満の方	基準額 ×1.70	108,120円	9,010円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上で520万円未満の方	基準額 ×1.90	120,840円	10,070円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上で620万円未満の方	基準額 ×2.10	133,560円	11,130円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上で720万円未満の方	基準額 ×2.30	146,280円	12,190円
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	152,640円	12,720円		

※低所得者への公費による保険料軽減措置により第1段階から第3段階までの負担割合を継続。

※老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※計画期間中において、国の動向により、基準額に対する割合が変更される場合があります。

5. 計画の推進に向けて

(1) 連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、町はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、町民すべてが関わっており、施策・事業の適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。また、平時からの ICT（情報通信技術）を活用した会議の実施等による業務のオンライン化を進めていくことも重要です。

①町行政内部の連携強化

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉をはじめ、教育・建設など、様々な行政分野が関わることから、町行政内部の関係各課との連携を強化します。

また、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めていきます。

②国・県・周辺市町村との連携強化

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

また、県や市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築を目指します。

③関係団体、事業所との連携強化

福祉サービスをはじめ各事業の実施主体は、保健・医療・福祉関係のサービス事業者や社会福祉協議会、民間ボランティアなどの関係団体を中心となることから、それらとの連携を強化します。

また、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発に努めていきます。

④町民との連携強化

まちづくりの主体は町民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。

保健・医療・福祉にかかわる町民活動の活性化を図り、連携を強化します。

(2) 推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・町民が関わることから、効果的に着実に実行するために、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ様々な人材が求められ、人材の確保・育成に努めます。

①町行政内部の体制整備・強化

本計画の推進には町行政内部の多くの部所が関わることから、関係各課による計画推進のための組織整備を図り、施策・事業推進体制の強化を図ります。

②関係機関・団体との連携体制整備・強化

施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり関係機関・団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。

③人材の確保と資質の向上

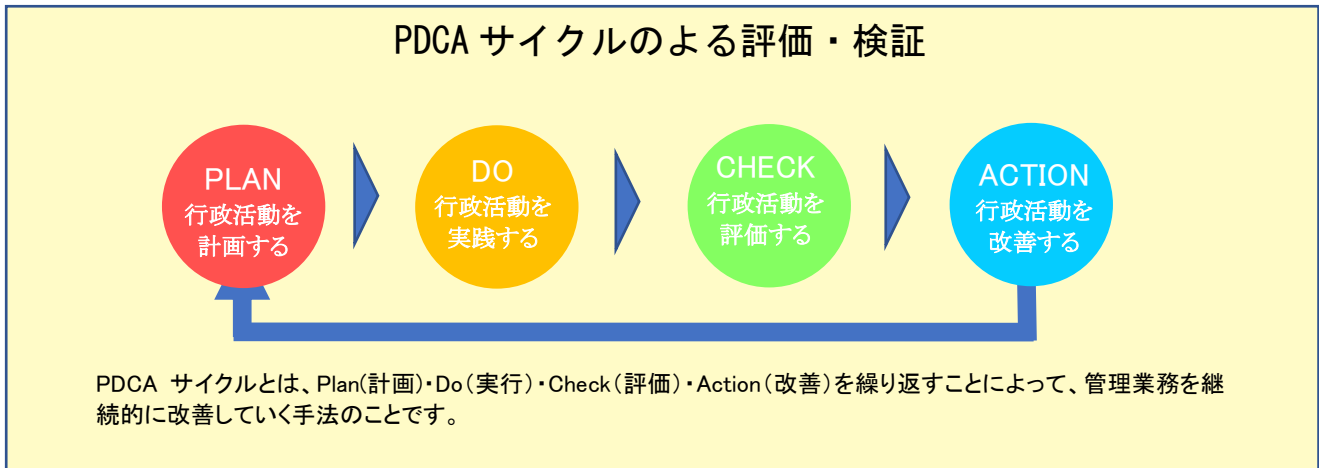
本計画を推進する上で保健・医療・福祉分野の専門職をはじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の向上に努めます。

(3) 計画の進行管理

サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。また、各サービスの質の向上を図るうえでもサービス評価が必要です。

そのために、まず事業者自らがサービス内容を評価する「自己評価」を推進するとともに、第三者によるサービス評価の導入を検討します。

また、運営協議会等が中心となり、計画の達成状況を分析し、毎年度点検・評価を行います。



《点検・評価の手順》

- ①Plan（計画）：介護保険・老人保健福祉サービス提供計画（Plan）、目標の設定
- ②Do（実行）：計画の実行
- ③Check（点検・評価）：介護保険・老人保健福祉サービス提供計画、目標値と実績値の比較
- ④Action（改善・見直し）：新たな介護保険・老人保健福祉サービス提供計画、新目標の設定

(4) 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組と目標について

本計画において、サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて必要な取組を進めます

資料編

1. 嵐山町介護保険運営協議会について

嵐山町介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）抜粋

第 3 章 介護保険運営協議会

（設置）

第 9 条の 2 嵐山町介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規程に基づき、嵐山町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 9 条の 3 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他介護保険の施策に関する重要事項

（組織）

第 9 条の 4 協議会の委員は、委員 10 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 被保険者
- (2) サービス事業者
- (3) 一般公募者

（任期）

第 9 条の 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 9 条の 6 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 9 条の 7 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第 9 条の 8 会長は、議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第 9 条の 9 協議会の庶務は、長寿生きがい課で処理する。

2. 嵐山町介護保険運営協議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

任 期：令和5年12月1日から令和7年11月30日までの2年間

選出区分	NO	氏 名	備 考
第1号委員 (被保険者)	1	安藤 勲	
	2	○ 三井 幸子	
	3	藤野 京子	
第2号委員 (サービス事業者)	4	矢島 裕次	特別養護老人ホーム 武蔵野ユートピアダイアナクラブ
	5	市川 達男	特別養護老人ホーム らんざん苑
	6	小池 真弓	武蔵嵐山病院
	7	◎ 田畑 茂夫	嵐山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
第3号委員 (一般公募)	8	山田 昇	
	9	小屋野 賀津美	
	10	大平 淑枝	

3. 策定の経緯

年月日	議題
令和5年8月～9月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施
令和5年11月14日	第1回嵐山町介護保険運営協議会 ・諮問について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・今後のスケジュールについて ・その他
令和6年1月9日	第2回嵐山町介護保険運営協議会 ・任命書・委嘱状の交付 ・正副会長の選任 ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・パブリックコメントについて ・その他
令和6年2月21日	第3回嵐山町介護保険運営協議会 ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・パブリックコメントについて ・介護保険の現状と次年度事業等について ・答申について ・その他

健康で互いに支えあう生き生きとしたまちらんざん

第9期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

.....
令和6年3月発行

発行 嵐山町

編集 嵐山町 長寿生きがい課

所在地 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

TEL 0493-62-0718

町ホームページ <https://www.town.ranzan.saitama.jp/>